

令和元年第2回（定例）
須恵町議会会議録

令和元年6月4日

令和元年6月11日

令和元年6月14日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 7 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町 長 諸 報 告	5
教育行政報告	11
議 会 報 告	13
議案第 41 号	15
議案第 42 号	16
議案第 43 号	17
議案第 44 号	19
議案第 45 号	21
議案第 46 号	22
議案第 47 号	23
議案第 48 号	24
議案第 49 号	25
議案第 50 号	26
議案第 51 号	26
議案第 52 号	28
議案第 53 号	28
報告第 1 号	29
陳 情	30
議長の常任委員会委員の辞任について	30
散 会	31

第 2 号 (6 月 11 日)

議 事 日 程	32
本日の会議に付した事件	32

出席議員	32
欠席議員	32
議会事務局職員出席者	32
説明のため出席した者	32
開議宣言	33
11番議員 田ノ上 真	33
6番議員 川口 満浩	40
14番議員 今村 桂子	44
8番議員 世利 孝志	53
7番議員 児玉 求	58
散会	70

第 3 号 (6 月 14 日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	72
欠席議員	73
議会事務局職員出席者	73
説明のため出席した者	73
開議宣言	74
議案第 41 号	74
議案第 42 号	77
議案第 43 号	78
議案第 44 号	79
議案第 45 号	81
議案第 46 号	82
議案第 47 号	83
議案第 48 号	84
議案第 49 号	85
議案第 51 号	86
議案第 52 号	88
議案第 53 号	89
陳情	89
議案第 54 号	90
議案第 54 号	91
須恵町選挙管理委員会委員の選挙	93
須恵町選挙管理委員会補充員の選挙	93

福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙 94

発議第 3 号 95

発議第 4 号 95

委員会の閉会中の継続調査について 96

議員の派遣について 97

閉 会 97

令和元年第2回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和元年6月7日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

令和元年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第42号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第43号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第44号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第45号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第46号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第12 議案第47号 須恵町総合計画策定条例の制定について
- 日程第13 議案第48号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第50号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第51号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第1号 平成30年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第20 陳 情 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情
- 日程第21 議長 議長の常任委員会委員の辞任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 須恵町総合計画策定条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 報告第 1 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 2 0 陳 情 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情
- 日程第 2 1 議長の常任委員会委員の辞任について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠 席 議 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都市整備課長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管理担当課長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社会教育課長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） 開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。

令和元年第2回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

5月31日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は13件、報告1件、ほかに町長諸報告5件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

また、議案とは別に、議長の常任委員会委員の辞任、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を予定しております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会4件、予算審査特別委員会3件で、議案第50号の人事案件については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が4件提出されており、3件は配付のみとし、須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情は文教厚生委員会に付託し、審査を行うようにしております。

会期は本日6月7日から14日までの8日間とし、10日、各常任委員会、11日午前9時より一般質問、終了後に全員協議会、12日、予算審査特別委員会、14日、最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により、3 番議員、5 番議員を指名します。

日程第 3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第 3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

6 月定例会を招集しましたところ、議員各位全員参加のもと開催できますこと、心から感謝と御礼を申し上げます。

町長報告に入ります前に、いよいよ梅雨に入っていくのかなという形になっておりまして、長期予報においては、降り出した雨については長く続くと、強く降ると、梅雨明けが遅いだろうということで発表がっておりますので、庁舎関係各位一同、緊張感を持って臨みたいと思っております。

それでは、5 件についての町長報告を今からさせていただきます。

障がい児等保育助成事業について

まず初めに、障がい児等の保育助成事業についてでございます。

就学前保育・教育における障がい児に対する支援施策につきましては、障がい児の発達支援に着目した入所施設や通所施設等の専門的な支援と、一般施策の障がい児の支援である保育所受け入れや子育て支援事業の利用が連携して行われているところでございます。この一般施策、これは町が運営する認可保育も含めて全てのことになりますけれども、保育所における受け入れでは、さまざまな障がいのある子どもに対し、適切な保育を実施しております。

近年、障がいの程度が重い障がい児以外にも、特別な配慮や支援を必要とすると思われる子どもがふえてきており、その対応が求められてきております。このことから、須恵町でも、平成 23 年 4 月に須恵町障がい児保育事業実施要綱を制定し、町内認可保育所に対し、特別児童扶養手当該当の児童を受け入れた保育所が保育士を加配した場合に、当該施設に対し上限 7 万 4,000 円の委託費を支払う制度を創設し、助成しておりました。

しかしながら、人件費等からすると、この制度も町営以外の施設からすると、実態に合わない状況となってきております。そのような中にもかかわらず、障がい児及び特別な配慮や支援を必要とする子どもの受け入れを、町立施設のみならず町内認可保育所等で実施されている状況でありました。

さらには、平成 27 年度の新子ども・子育て支援制度が制定されたことによって、保育所以外の施設は町が創設した実施要綱に合わないものとなってしまい、障がい児の受け入れはしているものの助成ができない状況になっておりました。そのため、受け入れしている施設は、人的にも財政的にも大きな負担となっています。

そのことを踏まえ、このたび実施要綱の見直しを早急に行います。町内どの認可保育施設においても障がい児受け入れに対する補助を行うことができ、当該施設の負担軽減を図り、受け入れしやすい環境を整備することができるよう要綱改正を行いたく、今、準備に入っております。

なお、補助額につきましては、保育士を雇った場合の賃金と、それに伴います事務費を加算した上限額を設定した補助金として交付いたします。

また、この改正する実施要綱は、4月に遡及して実施したいと考えております。

以上のこと、よろしく御理解いただきたいと思います。今回、町長報告で上げさせていただきました。

町立認定こども園等民営化検討について

続きまして、町立認定こども園等の民営化検討についてでございます。

町立幼稚園、保育所の民営化について、どのように考えているのかという3月議会での一般質問について、平成18年に提出された建議書に基づき順次計画的に推進してきたこと、そして町の教育方針を全て継承できる事業者があれば、民営化の方向で考えることが望ましい、そのため新年度になって検討委員会を設置し、民営化の方向性を示していただくということを回答しております。

この建議書では、保育所民営化について、女性のライフスタイルの変化や就労意欲の高まりなどにより、保育ニーズはますます多様化してきている。今後とも働く女性の増加が見込まれる中で、規制緩和推進や待機児童ゼロ作戦における国の考え方を踏まえ、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、民間事業者との連携のもとで、保育受け入れ枠の拡大はもとより、延長保育、休日保育、一時保育などの多様なニーズへの支援を図るため、民間活力の導入を図ることが必要と考えられると建議されております。

さらに、平成21年に出されました第2次建議書の巻末に、近年、多くの自治体で、公立の幼稚園や保育所の民営化が加速している。その大多数が自治体の財政難によるコスト削減を目的としたものと思われ、本町の財政状況においても同様であると推察される。

しかし、保育施設の民営化に当たっては、児童福祉法第24条に定める行政の保育義務及び将来を担う子どもたちを社会全体で育てるという意味においても、町の財政悪化のためだけにおいて、保育施設運営の放棄となってはならないと考える。

このような観点から、民営化に当たっては、保育サービスの拡充や今後の多様化していく保育ニーズに対応することを第一義に考えた上で、町の財政負担を軽減する施策として捉えなければならない。

ここに示した建議事項につきましては、その具体的方策等を速やかに検討され、利用者のみならず町民各位の理解と協力のもと、実行に移されることを期待するとしています。

この2つの建議書にもあるように、保育に対する住民の多様なニーズはさらに高まりを見せており、保育サービスの充実を図るため、きめ細かな対応が今後必要となってきます。民営化は、保育サービスの充実を図るだけでなく、須恵町が推進している就学前保育・教育の理念を理解する民間施設が継承できることが必須条件であると考えております。

このことを踏まえ、早速民営化に関する検討委員会を設置し、町立保育園、幼稚園、認定こども園のあり方について、さまざまな角度から検討していただき、早急に民営化の問題について結論を出していきたいと考えております。

造血細胞移植後の任意接種費用助成制度について

次に、造血細胞移植後の任意接種費用助成制度についてでございます。

これはちょっと言葉がわかりにくいかと思いますが、白血病や悪性リンパ腫などの血液がんに対して行う治療方法に、造血細胞移植、例えば骨髄移植などがあります。

移植などの治療を受けた場合、以前に受けた予防接種の免疫力が低くなったり消えたりすることから、再度、予防接種を受けることが必要になってきます。

既に、この予防接種の助成について、家族の方から問い合わせがありましたので、助成制度を早急に策定し、1つの命でも早急に救いたいということで、予算については9月に補正計上させていただきたい、今、その準備に入っておりますので、事前通知といいますか、御協力願えるよう、今回、町長報告で報告させていただいております。

福岡地区水道企業団協定水量内水量の融通について

次に、福岡地区水道企業団協定水量内水量の融通についてでございます。ちょっと言葉が長たらしいんですけども、要は水をないところに融通する制度のことです。

福岡地区水道企業団の構成団体である春日那珂川水道企業団においては、原水の不足を補うため、同じく構成団体である筑紫野市及び古賀市より、福岡地区水道企業団協定水量の一部を融通してもらっているところでしたが、昨年からの福岡地区の少雨傾向により、筑紫野市からの水融通が困難な状況となった次第でございます。

この窮状に対し須恵町に対して、春日那珂川水道企業団から当町に対し水の融通をしてもらえないかという相談がありました。当町においても万全な状況とは言えないわけですが、飲料水等に関しては、当町においてはインフラ整備を行っておりますので、今の現状ではしばらくは融通ができるということでございます。同じ福岡都市圏の一員として可能な限り協力すべく、1日当たり500立方メートルを5月の27日から融通しておるところでございます。

ただし、当町も今後どうなるかわかりませんので、この協定契約につきましては、当町が水が必要になった場合についてはこの契約については破棄できるという内容の協定でいっておりますが、どうか御理解していただいて、福岡都市圏の水の融通について、当町議会も御理解いただき

たいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中嶋前町長 旭日小綬章の受章について

最後になりましたが、中嶋前町長がこのたび旭日小綬章を受章されました。栄典制度は70歳以上または所定の条件に該当する55歳以上で、国や公共のために功労のあった方、社会の各分野においてすぐれた行いのあった方などに対し、国としてその功績や業績を表彰するために設けられています。その榮譽のしるしとして、勲章や褒章が授与されます。

5月の21日付で、令和に改元後、初めてとなる2019年春の叙勲綬章者が政府から発表され、前須恵町長中嶋裕史氏が旭日小綬章を受章されました。これは、旭日章でも上のランクの分ですね。

旭日章は、顕著な功績を挙げた方に授与される勲章です。同氏は、昭和43年に須恵町役場に奉職して以来、健康課長、教育委員会社会教育課長、学校教育課長を歴任し、また平成13年から須恵町教育長に就任、平成14年から30年4月まで、4期16年の長きにわたり、町長として行政手腕を遺憾なく発揮され、町財政の基盤強化や糟屋地区6町との合併協議などの難題に積極的に取り組まれました。また、教育行政に情熱と力を注がれ、住民福祉の向上と町政発展にも尽力されました。

今回、福岡県内で、さまざまな分野で功績があった方137人が受章されましたので、ここで御報告を申し上げます。

そして、中嶋町長におかれる受章記念式典を、有志の方々を今現在組織して、日程だけ決めておりますけども、10月の14日に受章記念式典を有志の方々とともに行うようにしております。この費用については役場から一切出しませんので、皆さんでお祝いするという形でやってもらったらどうかということで、今、準備をしております。

私のほうからの町長報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。7番、児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 町立認定こども園民営化の検討についてということですけど、ちょっとお尋ねをいたします。

これからの町の財政難、またサービスの拡充が、その要旨というふうに聞きました。これは、認定こども園ということは、アザレア幼稚園でよろしいのでしょうか。

それと、まず民営化にする場合に、保育料がどうなるかということが一番問題になると思うんですね。今、私立のほうでも、入院費の補助とか保育料、就園奨励補助金というのが出ております。一番は、町立認定こども園が民営化したときの保育料の比較表を出していただきたいと。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、今、それに対して検討委員会を設置してとなっているから、そこら辺はそこですので、もっと簡潔に、何ですのかの理由だけで結構でしょう。

○議員（7番 児玉 求） 民営化になって、低所得者の方が保育から除外される可能性があるのではないかとこのところも考えておりますので、そこ辺も含めて検討委員会で検討していただきたいというふうに思っております。（「わかりました」の声あり）

○議長（松山 力弥） ほかに質問はないですか。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 先ほど、一番最初に言われました障がい児の範囲を障がい児の認可外のところまで広げるということで、これは非常にいいことだと思うんですね。障がいを持ったお子さんたちを預けられているお母さんたちは、非常に加配をつけていただくということに、民間の保育所とか認可されているところなどは困っているという話を聞いておりましたので、この場合、民営化された保育所とか認可されたところからの申請をまずしていただいて、許可されて、加配の補助金が出るのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1点、あくまでも町が認可をやっているところに対するこれは助成制度です。そこは誤解のないようにですね。申請というよりも、あくまでも仮に民営化しようが何しようが、町が指定しているところですから、その受け入れとか、それについては各園に権利はありません。町の行政指導のもとに、そこを希望なさった方に、合えばそこで入園してもらうわけですから、そういうことです。

ですから、申請とかじゃなくて、要するにこちらのほうが逆に各園で、要するに特別児童扶養手当とか、持っていらっしゃる手帳とかはわかりやすいんですけども、そうではなくて、小学校の就学判定でもよくあるんですけども、配慮を要するけどもわからないと、しかし多動であるとか、そういったお子さん方が今ものすごくふえていらっしゃいます。

インクルーシブ教育で、要はその人たちを排除して、特別支援学校にやったりとか、今まではそれをやっていたんですけど、須恵町はいち早くそのお子さん方も保護者が希望なされば入れていいよと、そのかわり加配をやっという形でずっと努力して、今ここまで来ているわけですね。

ところが、それが町立の保育園、認定こども園で主に実施していたわけですけども、その数がふえて、とてもじゃないけども町営だけじゃ無理だと、その部分に対する財政配慮が弱かったんですね。要するに、民間ですから、赤字までして預かってもらえないから、その分の人件費プラスのそれを扱う事務費を早急に補助してやらないと、預からないと言われたら大変なことになると。だから、それが最近、本当に顕在化してきている。

園のほうからも財政的に困っているという話がありましたので、調査したら、子ども教育課の

ほうからお願いしているけども、財政的支援はやれない状況である園もあつたりとかしたものですから、今回それを早急にやるということでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） これは明道館とかが入るということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 明道館だけじゃなくて、全てです。だから、これから仮に民営化をやって、どこかが入られれば、当然、須恵町の今現在直営をやっていますよね。その部分の要するに人件費は見た上で、今度はその申請とかいろいろ事務費がかかるから、その部分も見ないと要するに赤字になるんですね。

ですから、明道館だという特定じゃありません。あくまでも、わかすぎの杜でも今は預かってもらっていますし、めぐみ保育園でも預かってもらっている。そういったものに全てに対して、須恵町の同じような状況で加配の先生がつけられるような制度にしようという中身です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 4月にさかのぼってということでしたので、今、状況を聞きますと、非常に厳しい状況であるということです。早急に対応をしていただくということで、よろしく願いをいたします。

○議長（松山 力弥） ほかに質問はありあせんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 先ほど町長に聞いた認定こども園というのは、アザレア幼稚園でよろしいということでしょうかね。

もう一つ、それと民営化を前提にしたときに、認定こども園の場合は、未納のとき、役場が別の認可保育園を紹介すると、受け入れがあるんだけれども、今度、民営化になったときに、保育料が未納になった場合の受け入れはどうするのかと、そこをお聞きしたいです。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど今村議員のほうでも説明しましたように、須恵町の認可保育園は全て須恵町の子ども教育課の管理のもとにやっております。ですから、もともと民営化された園は、徴収義務はございません。言っている意味がわかりますか。子ども教育課が全て徴収をやります。

そして、誤解がないように言っておきますけども、1園を想定したお話をした中身じゃないと思います。ほかの議員さんたちは御理解なさっていると思いますけども、民営化については、1次、2次において、その当時、民営化は妥当であると、その検討に入れと、それを今回、是か非かというのをやるんです。

町は民営化、私自身が民営化しますよと言っているわけじゃないです。その権利に対して、そ

の議論をすべき時期が来たから、委員会をつくって、全ての面でそこで検討をやってもらうという事です。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） ですから、町としてやるべきことというのは、保育料が未納になった場合の受け入れ先を考えにやいかんと。だから、今のアザレア幼稚園とか、ほかの保育園にしましても、保育料が払えなかった場合の受け皿というのはあるわけですが、今度、民営化になると受け皿がないというふう……

○議長（松山 力弥） 児玉さん、今、町が全部頭になると言ったでしょう、民営化であっても。

○議員（7番 児玉 求） 民営化された場合でも、民営化された保育園に行かれたと、そして経済状態が悪くて保育料が払えないという場合のことを、それが町が補償して、通園できるようになるということができるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（松山 力弥） 平松町長、これが最後ね。

○町長（平松 秀一） 勘違いしないでください。保育料を要するに役場が補償するわけでも何でもあります。今現在も、認可保育園はあります。そこで滞納処理をやっております。全く同じことが起きるというだけです。

○議長（松山 力弥） よろしいですね。児玉議員、1つだけ言っておきますけども、教えておきましょう。南幼稚園以外はみんな認可保育園でございますので、アザレアだけじゃありませんので、御理解ください。

これにて質問を終結します。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

早速、教育行政報告をさせていただきます。

5月30日の園・学校経営説明会に御参加いただき、ありがとうございました。毎年、経営説明会と経営報告会に多数の議員に参加していただき、本町の教育に対する皆様からの期待のあらわれであると受けとめているところであります。

また、先日の報告会で各学校からの報告から、どの学校もおおむね着実に須恵町の教育を推し進めていることを実感していただいたことと思います。

平成30年度の教育行政の総括の詳細につきましては、皆さんのタブレットにPDFデータに、平成30年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

としてお届けしておりますので、そちらをごらんください。

さて、本年度より、第2期の教育振興基本計画に沿った教育を推し進めてまいります。基本的には、これまでの教育振興基本計画を踏襲してまいります。強調した箇所は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進にあります。

この背景として、情報技術革新や経済・産業の国際化があります。その影響は、日本の産業・職業界に構造的変革をもたらしています。そうした時代をこれから生きていく子どもたちは、未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学んだり、未経験の体験に挑戦する勇気を持ち、生涯にわたって学び続ける意欲と基盤をつくる必要があります。それが、小中学校で進められているキャリア教育の一環だと考えております。

教育大綱及び第2期教育振興基本計画も、タブレットにPDFデータとして掲載しておりますので、後ほどごらんください。

さて、令和元年の教育施策について説明いたします。

本年度のキーワードは、「有能な駒から賢明な指し手」としています。この言葉が目指すものは、決まったことを着実に仕事や学習を進める有能な駒としての能力に加え、みずから考え、みずから判断し、創造的に「ひと・もの・こと」を活用して、主体的に仕事や学習を進めていく賢明な指し手としての能力を持った人の育成を目指す必要があるということです。つまり、これからの多難な時代を生きていくには、指示待ちではなく、創意工夫できる主体的な能力が不可欠であると考えています。

このことは、新学習指導要領で求めています主体的な学び、対話的な学び、深い学びにつながります。そのためには、本町の各学校での教育の基本姿勢である「つながり」を大切にして、「丁寧に鍛える」教育をさらに推進していく必要があると考えます。

昨年度に引き続き本年度も、子ども同士をつなぐ意味からも、「目指せ須恵中・須恵東中学校の3年生」をスローガンに、取り組んでまいります。

「丁寧に鍛える」では、指導の後に教師がどうその結果を見取ることが大切になってきます。須恵町の児童生徒は、自尊感情、自己有用感が全国値に比べて高くなりつつあります。自分が人の役に立っている、認められているという自己有用感は、教師が単純に褒めるだけではなく、子どもの学習や活動などの具体的な姿を通して評価する必要があります。そこで、褒めるだけの見取りから、認めることを意識した教育の推進を「丁寧に鍛える」という言葉で各学校にお願いしているところです。

次に、学校経営説明会でも話題となりました、小中学校の課題である不登校児童生徒への対応についてです。

平成30年度3月末の統計では、不登校が小学校26名で、うち復帰児童が9名となっております。

ます。中学校では42名で、うち復帰生徒が15名となっています。ここ数年、小中ともに不登校数が多くなっています。

教育委員会では、適応指導教室「やまももルーム」を設置し、不登校児童生徒の受け入れ場所としています。他方、中学校では適応促進委員会を毎週開き、不登校及び不登校兆候の児童生徒のケース会議を開いています。

SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、SC（スクール・カウンセラー）等を含めた組織的なアプローチにより、中学校での復帰解消者が先ほど述べた15名となっています。本年度も、小学校でもこれに準じた校内の組織を立ち上げて、取り組んでいきます。

最後に、学力の向上に向けた取り組みです。

須恵町では、学力向上検証委員会で、国語部会、算数・数学部会など、教科別に全国学力テストの結果を分析し、授業改善や補充学習、家庭学習などの指導に生かして取り組んでいます。しかし、高学年になればなるほど、学習についていけない児童生徒が多くなっているのも現実としてあります。

そこで、本年度から本格的に、小学校3・4年生で学習についていけない児童を放課後などの時間を使って月に2回、町の支援員や保護者の協力を得ながら補充学習を進める計画です。

また、本年度から、須恵町では須恵高校との連携を目指して、須恵町と須恵高等学校との連携協定を4月に結びました。その内容は、須恵町のひと・もの・ことの活用を通して、須恵町と須恵高等学校が相互に連携し、須恵町の児童生徒及び須恵高等学校の生徒の健全育成に資するとしています。高校生が、地域コミュニティとのかかわりを深めたり、小中学校への補充学習や行事への参加をしたりしながら、本町園児・小中学生の成長を図るとともに、高校生のボランティア意識の高揚を目指しているところです。

以上、行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第5．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和元年5月23日に、古賀市役所会議室において、第1回臨時会が開催されました。

日程第2、議長の互選については、古賀市の結城弘明議員が当選されました。

続いて、日程第6、第7号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての専決処分については、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合の解散による脱退、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合の新規設置による加入に伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、規約を変更する必要が生じたが、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定により専決処分したため、組合議会の承認を求めるもので、全員賛成で承認しました。

日程第7、第8号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が令和元年7月8日をもって満了することに伴い、木戸一雄氏が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので、報告いたします。

去る5月27日、令和元年第1回臨時会が開催されました。議事日程及び議員名簿につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出について、篠栗町の荒牧泰範議員が選任されました。

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出について、粕屋町の山脇秀隆議員が選任されました。

日程第6、議案第3号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については、私、田ノ上が選任され、全員賛成で同意しました。

以上、報告いたします。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第50号については人事案件でありますので、本日、提案理由の説明後、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日、採決することに決定しました。

日程第6．議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） おはようございます。

では、議案書は1ページをお願いいたします。

議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてでございます。

平成30年度予算につきまして、さきの3月議会に補正予算（第7号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおりに専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,503万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,744万4,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものから説明いたします。

1款町税は、1項町民税から4項たばこ税まで、決算見込みにより9,663万3,000円を増額補正しております。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額にあわせまして、それぞれ増額及び減額補正をしております。

13款国庫支出金2項国庫補助金896万6,000円を増額補正は、住民基本台帳システム改修及び個人番号カード交付事務に対する補助金です。

4ページをお願いします。歳出です。

2款総務費1項総務管理費1億3,000万円の増額補正は、決算見込みにより、余剰金を財政調整基金に積み立てるものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 2,699 万 5,000 円の増額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の増額でございます。

8 款土木費 5 項下水道費 1,210 万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによります繰出金の減額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、議長を除く 13 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分については、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第 7. 議案第 42 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 42 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 42 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3 月議会に補正予算（第 5 号）を提出いたしまして、議決をいただいたところですが、その後、予算の補正が必要となりました。去る 3 月 31 日付で専決処分をさせていただきますので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成 30 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,214 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 31 億 200 万円とするものです。

第 2 項で、款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしていま

す。

次のページ、2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから、4 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

4 款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定いたしましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で 8, 5 0 3 万 5, 0 0 0 円の減額補正です。

5 款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、2, 6 9 9 万 5, 0 0 0 円の増額補正となっています。このうち、一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては、3, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。結果、一般会計から 4, 3 0 0 万円繰り入れることとなっております。

次に、3 ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費及び 2 項高額療養費、4 項出産育児諸費、それぞれの決算見込みによる不用額 5, 9 3 0 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

9 款予備費につきましても、不用額 2 8 4 万 5, 0 0 0 円の減額補正をしております。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 4 2 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 2 号平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 4 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 4 3 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 4 3 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてでございます。

平成 3 0 年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3 月議会に補正予算（第 3 号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となった

ため、3月29日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

平成30年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,908万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正により御説明いたします。

次の2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額500万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

2款1項使用料、補正額50万円も、決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額1,210万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

8款1項町債、補正額640万円の減額は、下水道事業債の決算見込みによる減額でございます。

次の3ページをお願いします。歳出でございます。

2款1項下水道事業費、補正額1,300万円の減額は、委託料及び工事請負費の決算見込みによる減額でございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億7,680万円を2億7,040万円に変更、これは町工事量の減による減額補正でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第43号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9．議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第44号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。よろしくお願いします。

議案書の1ページをお願いします。

議案第44号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、須恵町税法等の一部を改正する法律ほかが平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

次のページから12ページまでが改正分と附則で、13ページから38ページまで、新旧対照表を添付しております。

改正点の内容といたしましては、国による平成31年度の税法改正が行われ、地方税法の改正による各条文の文言整理、条、項、号ずれ等の整理を行っており、主なものについては新旧対照表で説明いたします。

税目ごとに説明いたしますので、ページが飛ぶことがあります。よろしくお願いいたします。います。

初めに、住民税関連から説明いたします。13ページから15ページをお願いします。

第34条の7、寄附金税額控除、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第9条、附則第9条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等では、ふるさと納税制度の返礼割合や地場産返礼品等の厳格化を総務大臣が規定したもので、最近、報道でもありましたように、逸脱する自治体は制度の認定から外され、その自治体に寄附をしても税制の優遇措置が受けられなくなるというものです。

それから、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除では、ことしの10月に消費税10%が導入されることに伴う住宅購入等の駆け込みや反動減の対策として、住宅ローン減税の控除期間を3年延長や控除率の見直しを行うものです。

済みません、33ページをお願いします。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする措置で、今まで認められていなかった未婚の親、いわゆるシングルマザー、シングルファザーが控除対象に追加されました。

続きまして、固定資産税関連では、20ページをお願いします。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告と、災害による固定資産税の特例に関する措置の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定や、措置期間の延長がなされるものです。

最後に、軽自動車税関連では、22ページをお願いいたします。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第1条改正では重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過を削除、29ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例、第2条改正では重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の経過を新設。

33ページをお願いします。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例、第3条改正では、平成34年度分及び平成35年度分の経過対象を電気自動車等に限った上で新設するものでございます。

24ページをお願いします。附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い3段階で改正するものです。第1条、第3条改正は規定の整備で、31ページをお願いします。第2条改正は、新設されたものでございます。

済いません、28ページをお願いします。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の特例、29ページ、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、現在、県が徴収しております自動車取得税を電気自動車や排ガス基準達成車などの区分による環境性能割へと変更し、その中の軽自動車分が交付金として県より受け入れることになります。

なお、本改正は、消費税10%への引き上げが平成29年4月から本年10月に延長されたことに伴い、制度施行も延長されたものでありますので、今後の消費税の動向で変更になる可能性があります。

今回の改正の主なものについて説明いたしましたが、そのほかの改正についても今回の法律の改正にあわせて行ったものであります。

10ページに戻っていただきまして、附則第1条で、施行期日は、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第44号の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４４号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を１１時１５分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１０．議案第４５号

○議長（松山 力弥） 日程第１０、議案第４５号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４５号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成３１年３月２９日に公布され、地方税法施行令の一部改正が平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。３ページをお願いいたします。

第３条、課税額です。第２項の改正でございます。国民健康保険税の算定につきましては、第２項の基礎課税額、第３項の後期高齢者支援金等課税額、第４項の介護納付金課税額の３つの合計が課税額となりますが、今回の改正では、基礎課税額医療費分の限度額を「５８万円」から「６１万円」に改正するとしています。

第３項、第４項、略になっておりますが、後期高齢者支援金等課税額１９万円と介護納付金課税額１６万円は、そのまま据え置きになっております。

結果、課税限度額の総額は「９３万円」から「９６万円」へ、３万円引き上げることになります。この改正によります国民健康保険税の調定額は、１８４万円の増額を見込んでおります。

次に、第25条、国民健康保険税の減額です。第2号、第3号の改正です。前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前「27万5,000円」から改正後「28万円」に引き上げ、次の4ページになります。第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前「50万円」から「51万円」に引き上げ、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。

この改正によります国民健康保険の調定額は、軽減拡充により、50万円の減額を見込んでいます。

2ページに戻っていただいて、附則です。第1項で、施行期日をこの条例は平成31年4月1日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の規定は平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までは従前の例によるとしております。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第45号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第11. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第46号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

議案第46号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。

消費税率10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起する目的で、プレミアム付き商品券の販売を行う市町村に対し、必要な経費を国が補助します。この予算の歳入歳出予算を計上するものです。

3月議会で町長報告されたように、当初予算編成時に間に合いませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の

1 ページをお願いいたします。

まず最初に、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成30年以降も同様とするとしております。

なお、この元号の読みかえについては、議案第52号須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第53号須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましても同様でございますので、この後の説明時においてはこの部分については割愛させていただきます。

以降は、通常の予算総則となります。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,366万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億8,366万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2 ページをお願いします。まず、歳入です。

13款国庫支出金2項国庫補助金6,366万1,000円の増額補正は、全額プレミアム付き商品券事務国庫補助金、事業費国庫補助金として、19款3項雑入1億6,000万円の増額補正は、商品券販売収入として補正計上しております。

3 ページをお願いします。歳出です。

7款1項商工費2億2,366万1,000円の増額補正は、対象者を抽出する電算システム改修業務、案内チラシデザイン、商品券印刷等のためのプレミアム付商品券発行事業支援業務委託料及び商品券換金事務委託料に1,621万2,000円の増額補正、商工会への商品券交付金2億円の増額補正が主なものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第46号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

日程第12．議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案書は議案第47号になります。

議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定についてでございます。

総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、須恵町総合計画審議会への諮問や議会による議決等、その策定手続に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

この条例は、第1条の目的から、定義、策定、審議会、町政の運営、委任までの6条が規定されております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。須恵町総合計画審議会条例は廃止するとしております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第47号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第48号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉川 聡士） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第48号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

新旧対照表3ページをお願いいたします。

改正前の第14条第1項の災害援護資金の利率について、下線の部分「年3%」を改正後「年

３％以内で規則で定める率」とし、第１５条第１項、改正前「年賦償還とする」を改正後「年賦償還、半年賦償還または月賦償還」とし、同条第３項は、改正前の下線の部分「償還免除、保証人」を改正後「災害援護資金の償還免除」とし、改正前「第１２条」を「第１１条」に改めるのは、政令８条、保証人削除による条ずれでございます。

２ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第４８号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第１４．議案第４９号

○議長（松山 力弥） 日程第１４、議案第４９号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案書は、議案第４９号になります。

議案第４９号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第１条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、庁舎非常用電源設備等改修工事、契約方法、指名競争入札、請負金１億６９２万円、請負者、福岡県福岡市早良区祖原２１番２号、株式会社佐電工福岡支店執行役員支店長齊藤信泰、契約保証の方法、契約保証金履行保証１，０６９万２，０００円、条件は、工期契約の効力が生じた日から２０２０年３月２３日まででございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第４９号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４９号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 15. 議案第 50 号

○議長（松山 力弥） 日程第 15、議案第 50 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第 50 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、新原 268 番地、氏名、荻雅晴、生年月日、昭和 29 年 7 月 21 日、64 歳、任期、令和元年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日、令和元年 6 月 7 日提出、須恵町長平松でございます。

提案理由は、今回お願いしております荻雅晴氏が令和元年 7 月 31 日をもって任期満了のため、その後任者を選任するため提案するものでございます。

経歴については後ろにつけておりますので、御参照ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 50 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

----- . ----- . -----

日程第 16. 議案第 51 号

○議長（松山 力弥） 日程第 16、議案第 51 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 51 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、

本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1表、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,055万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億421万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

債務負担行為、第2条で、法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

13款国庫支出金2項国庫補助金1,193万8,000円の増額補正は、AI、RPA等による業務効率化を進める事業に対する補助金166万7,000円、幼児教育・保育無償化事業に対する補助金1,010万9,000円を計上しております。

18款1項繰越金861万4,000円は、歳出の財源として増額補正をしております。

次に、3ページ、歳出です。

2款総務費1項総務管理費849万5,000円の増額補正は、RPA導入委託料に500万円、須恵中央駅の自転車置き場修繕料及び整備業務委託料に80万円の補正が主なものです。

3款民生費2項児童福祉費1,011万1,000円の増額補正は、システム改修業務委託料ほかで、幼児教育・保育無償化事業に関する予算計上です。

4款衛生費1項保健衛生費36万円の増額補正は、自然食普及センターのみそ等の重量物移動持ち運び業務委託料。

10款教育費2項小学校費、3項中学校費、計50万円の増額補正は、寄附金により図書を購入するものです。

6項保育体育費42万2,000円の増額補正は、スポーツ公園内施設修繕料を計上しております。

続いて、4ページです。

粕屋南部消防組合負担金、小学校3校及び南幼稚園の給食調理等業務委託料、合計5件の債務負担行為を上げております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第51号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第17. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為により御説明いたします。

2ページをお願いします。

第1表、債務負担行為でございます。事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額1,900万円でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第52号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為により御説明いたします。

2ページをお願いします。

第1表、債務負担行為でございます。事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額910万円でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19．報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第19、報告第1号平成30年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

報告第1号平成30年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

これまで、30年度補正予算で報告してきたものでございます。

3款民生費2項児童福祉費、保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円、財源として、保育所等整備交付金1億9,337万3,000円、一般財源を2,417万1,000円。

10款教育費1項教育総務費、小中学校空調設備設置事業のうち2億4,107万2,000円、

財源として、冷房設備対応臨時特例交付金 8,487 万 1,000 円、小中学校空調設備設置事業債 1 億 4,660 万円、一般財源を 960 万 1,000 円、総額 4 億 5,861 万 6,000 円を令和元年度へ繰り越す計算書でございます。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

日程第 20. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第 20、陳情、須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情を議題とします。

本陳情は、須恵第一バスケットクラブにおいて、平成 31 年度に入所できない待機児童の現状や、今後も増加することが予測される待機児童解消のため、安心・安全な基準を保ち、ニーズの高い学童保育所を増設及び定員を拡充するよう関係機関に働きかけること、また、平成 31 年度中できる限り早い時期に、待機児童の緊急救済措置として、いずれかの放課後の時間帯に使用できる保育室、あるいはそれにかわる施設の確保を求めた陳情であります。

つきましては、これを文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いしたいと思います。

日程第 21. 議長の常任委員会委員の辞任について

○議長（松山 力弥） 日程第 21、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

この件については、地方自治法第 117 条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。副議長、よろしくお願いします。

〔議長退場〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（今村 桂子） 議長から、その職務上の理由によって、常任委員会委員を辞任したいとの申し出があっております。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（今村 桂子） 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

以上でございます。

〔議長入場〕

〔副議長議席へ着席〕

○議長（松山 力弥） ここで、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りします。

本件は、7月11日をもって任期満了となる旨、選挙管理委員長より通知があり、地方自治法第182条の規定により、議会で選挙を行うものであります。

この選挙についてお諮りします。従来どおり、会期中に選考委員会を開催し、さらに全員協議会に諮って、最終本会議で決定するという取り扱いを議会運営委員会にも了承されていることから、この取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、会期中に選考することとします。

次に、選考委員会の構成であります。これも従来どおり、正副議長、常任委員会正副委員長、の計6名による構成を考えておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選考委員会の構成を、正副議長、常任委員会正副委員長、6名とします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、選挙管理委員会委員、補充員の選考委員会を第1委員会室で行いますので、委員の方は御集合願います。

次の本会議は、6月11日午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時49分散会

令和元年第2回（定例）須恵町議会会議録（第2日）

令和元年6月11日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年6月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課理事	梅野猛
子ども教育課長	御手洗文生	税務課長	合屋浩二
地域振興課長	稲永勝章	都市整備課長	甲木圭二
住民課長	合屋真由美	管理担当課長	今泉英明
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
健康福祉課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
会計管理者	今泉俊裕	総務課参事	諸石豊
監査委員	吉松辰美		

午前9時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。平成から令和に変わりまして初めての、最初の一般質問でございますので、議員の皆様、きょうは傍聴者もたくさんおられますので、的確に質問するようよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。令和に変わって最初の一般質問をさせていただきます。

どうせやるなら縁起ものがないと思ひまして、1番バッターを狙い、締め切りの日は朝8時半に通告書を出しました。もう一つ、8年前に私が新人として初の一般質問に臨んだのも改選直後のこの6月議会で行いました。その日は大ベテランの藤石議員が1番に質問に立ち、その姿をもって私も新人に範を示してくださったことを懐かしく思い出します。私自身は元より先輩の域には達していませんが、ならうところはならい、よき伝統をつくってまいりたいと考える次第でございます。

それでは、通告に従い、軽自動車税に関する一般質問をさせていただきます。

須恵町は自動車販売店が店頭に表示している車検付きの中古軽自動車に課税しています。以前は課税免除でございました。須恵町税条例を参照したところ、第3節軽自動車税第81条は平成12年に削除されています。税条例の改正は6月議会専決を審議することが多いので、平成12年6月議会の議案を調べたところ、ここで提案、削除されていることが確認できました。

削除された第81条の文言は「次の各号に掲げる軽自動車等に対しては軽自動車税を課さない」、第1号「商品であつて使用しない軽自動車」というものです。

2号以下は略します。

税務課に伺ったところ、これは平成12年地方分権推進の観点から国の通達が廃止され、課税が市町村の判断で行うことになり、改正されたとの説明でした。このときの議論について調べたのですが、議会の会議録にこの部分の発言の後がない、恐らく委員会の審査においては意見がかわされたのですが、これも記録が残されていません。（携帯電話の音あり）残念ながら第18条削除の経緯は。

議長、ちょっといいですか。

○議長（松山 力弥） 誰ですか。

○議員（１１番 田ノ上 真） 議会の記録では使えません。ただ当時は平成不況のさなかでさまざまな改革が叫ばれ、地方分権改革による権限移譲や地方税財源の充実などがうたわれていたもので、その流れを考えますと課税に至ったのも納得できるものがあります。

第１次地方分権改革のとき、地方分権推進委員会が平成８年１２月に第１次勧告とあわせて提出した国庫補助負担金税財源に関する中間とりまとめなる文書があります。ここでの報告に国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向とか地方分権と地方税財源の充実、確保などの項目があり、その中で課税自主権の尊重などの記載があり、その下に④地方税に関する国の関与について必要な見直しを行うことについて検討する必要があると。ついてついでに悪文ですが、そのような文言がありますので、通達の廃止はこの辺からかなと思った次第でございます。

こうして振り返ってみれば、当時は当時なりの合理性のある理由を感じることができるものです。

現在、福岡県内における商用軽自動車に対する課税は市町村によってばらつきがあり、足並みをそろえて課税しているわけではありません。糟屋地区各市町は課税ですが、福岡市などは課税免除です。少し調べました。いずれも課税免除の自治体です。調査方法は、条例に明示しているかどうかという単純なものです。全て調べたわけではありません。

まずただいま申し上げました福岡市、そして北九州市、久留米市、春日市、大野城市、飯塚市、糸島市などが挙げられます。

町はほぼ調べました。小竹町、大木町、広川町、荻田町の４カ町です。県内で半々の印象としていましたが、市に関してはそうとして、町に関しては微々たるものです。しかしながら、須恵町より人口規模の少ないところで課税免除をしている自治体もありました。

参考までに小竹町の案内を紹介します。以下、引用を含めて述べます。

「商用中古車である軽自動車などの課税免除について、小竹町では一定の要件を満たす商品であって、使用していない軽自動車などについて申請書の提出による軽自動車税の課税免除を行っています」とあります。

この後に「期限を過ぎると免除できない」という記載があります。

「基準日に軽自動車税の滞納があるときは免除ができない」との記載が続きます。

対象車両は毎年４月１日現在、次の１から３までの全ての条件を満たすもの、１、原動機付き自転車以下小型特殊自動車以外の軽自動車であること、２、軽自動車などが商品であること、３、軽自動車などが使用していないものであること。

販売目的で購入したにもかかわらず、自己または自社の私用、営業用及び代車として使用している軽自動車等は課税免除の対象ではありませんとの記載。

申請方法です。提出書類として、軽自動車税課税免除申請書、古物商許可証の写し、４月１日

現在の展示状況のわかる写真、これは車両番号が特定できるよう前方から撮影したものとのこと
です。

「申請期間は毎年４月１日から４月３０日まで。申請受付後、地方税法第４５０条に基づき現
地調査により事実の確認を行う場合があります」としています。

申請書をダウンロードできるようにしています。これを見る限り、申請書も複数台記載できる
用紙になっていて、申請にかかる事業者の負担はそれほど大きくないと予測できます。

ここからは質問の要旨に沿って伺わせていただきます。

先ほど申し上げました平成１２年削除の須恵町税条例第８１条「次の各号に掲げる軽自動車等
に対しては軽自動車税を課さない。第１号、商品であって使用しない軽自動車等、この課税免除
の規定を復活させた場合、本年度当初予算約８，１００万円の軽自動車税がどの程度減収になる
と予測できるでしょうか。その金額の概算と軽自動車税において減ずる比率の概算を示してい
ただければと思います。この提示により、仮に商用軽自動車が課税免除になった場合、町財政にお
ける影響がわかるものと思います。

次に、商品として展示している中古車は車検がついていても実際は使用していません。税条例
の第８０条には税をその所有者に課するとしていますが、一般的に所有者は使用目的をもって所
有しています。ここで言う使用目的とは人の移動や物資の輸送などのために走行させることです。
軽自動車の所有者には少ないかもしれませんが、時に所有欲を満たすために所有のための所有を
している人もいるかもしれません。

いずれにしても展示車を有する事業者は使用のために所有しているわけではなく、売却して利
益を上げるために仕入れているのです。こう考えると商用に展示している軽自動車への課税は一
考の余地があると思われますが、いかがでしょうか。

また、消費者は中古車を買うときは車検付きを好むことは多いようです。すぐに運転できる、
車検の諸経費がかからずに済むなどの理由が挙げられます。事業者が課税を逃れるために４月
１日の基準日に合わせ、廃車にすることがあれば、商品価値を減ずることになりますし、売却の
際に改めて車検登録をするのは無駄なコストとも言えます。これはビジネスを阻害することにな
りはしないでしょうか。

また、課税免除であれば、事業者が税金コストに縛られず仕入れをふやすことで事業規模を拡大
するビジネスチャンスが生まれると思われます。この点についてはいかがでしょうか。

あわせて伺いたいのは、課税免除に助けられた事業者において、売り上げ増が達成できれば、
他の税収の増加が見込まれるや否や、いうものでございます。

質問の要旨には、法人町民税の増収云々と記載しましたが、個人事業者もいることで一概には
言えないわけです。ただ、課税免除は事業支援の側面を持ちますので、成功した事業者が設備投

資をふやせば、固定資産税の増加になりますし、従業員をふやせば雇用の増加になります。雇用の増加は波及が大きいので経済指標の最重要のポイントといえます。また、消費をふやせば、経済が循環します。さまざまな要素を考えますと、課税免除分を補うことが可能になるとも考えられますが、いかがでしょうか。

もう一つ、近隣町においては、糟屋地区いずれの市町も課税しています。須恵町が商用軽自動車の課税を免除することにより中古車販売事業者が営業しやすくなれば、事業者を呼び込むこともできると思います。産業活性化の一助になるのではないのでしょうか。

最後に、平成12年当時と現在では経済状況は変化しています。当時の国の通達でも「課税は市町村の判断によるべきである」としています。また、地方税法第6条には「地方団体は公益上、その他の事由により課税を不適当とする場合においては課税をしないことができる」とあり、同第2項には「地方団体は公益上その他の事由により必要がある場合においては不均一の課税をすることができる」とあります。

須恵町において車検付きの商品軽自動車の課税免除は政策として検討の余地はあるものではないでしょうか。町長の御見解を伺います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。議長にお諮りした上で、7問の質問に対する前に、本議会が5名の新人の議員さんたちがいらっしゃいますので、一般質問についての考え方、あるいは、私の政策立案の方法とか、それを説明した上で一つ一つの質問にお答えしていきますので。済みません。最初ちょっと時間をください。

まず、この一般質問というのは、私自身あるいは前任の中嶋町長ともよくお話ししていたんですけども、議員各位と首長との政策論議の場であります。あくまでも苦情処理とかではないというふうに捉えております。また、議員の方々に寄せられる要望や請願は往々にして行政区内においても賛否両論が分かれる場合がございます。一方向からだけの判断にならないように地元区長の御意見をお伺いされた上で、大勢を占める民意が反映されたことが地元行政区内の混乱を避ける意味でも必要であろうかと思っておりますので、その点には十分新人の議員さん方については御配慮いただきたいなと考えています。

また、税法上や関係法令で定められている事案は往々にして糟屋郡内担当者会議や町長会で議論を行い、それぞれの事情を勘案し、糟屋地区内均一の制度を定めている場合が多くあります。これは、近隣市町とのアンバランスを避けるために、また、よかれと思い施行した制度が突出した場合であった場合には、極力、糟屋郡均一の行政サービス全体で問題を解決していこうという段階を阻害する場合がございます。

近年、糟屋地区の多くの事業は、相互利用や組合を設立し共同で取り組んでおります。須恵町

外二ヶ町清掃施設組合、北筑昇華苑組合、粕屋中南部消防組合、広域では、多々良川水系流域下水道事業、筑後川からの取水に関する都市圏事業、し尿処理等がございます。町の特徴を出す行政サービスの必要性は十分に理解しておりますし、それが町の活性化につながることは間違いありません。

しかしながら、多額の資金を要する事業を糟屋は一つの理念のもとに財政的危機回避を行っている状況でございます。行政サービスに関しましても、慎重に企画立案し、糟屋郡、あるいは、糟屋地区1市7町と協議をする必要が生じます。

また、政策論議に至らない関係各課にお尋ねになればわかること、あるいは、地元区長さん、あるいはいろんな関係団体との政務調査を行わずに、一部の町民の方の意見を一般質問でされる場合がありますが、町民の方々の考え方も千差万別であり、慎重に調査されて、政策提言していただければ私としても、私の政治判断を十分に申し上げることができると確信いたしております。

さて、今回の一般質問は副議長並びに総務建設産業委員長からの御質問もあり、重く受けとめております。

5名の方から7問の質問が出されておりますので、ただいまから質問に真摯にお答えしてまいりたいと思います。

まず初めに田ノ上議員、委員長の質問は、町の財政あるいは経済活性化につながるのではとの趣旨と受け取っております、心から感謝申し上げます。

初めに、結論から申し上げますと、今現在、須恵町単独で課税免除に取り組む時期ではないのではないかなと私は判断している。法改正が行われたときに、先ほどもう議員がおっしゃったとおりです、中身は。恐らく糟屋郡の町長会でこの課税の問題が議論され、糟屋郡内で統一した見解で課税をやっているという状況だろうと思います。

それは、時のインフラ整備とかいろんな問題があって画一的な制度でやっていきたい、そういう思いが強かったんだろうと思っております。

ただ、今回提案していただいた、政策提案では、これは一考の余地がございますので、次回の糟屋郡の町長会の方に今回の一般質問の趣旨をお伝えして、こういう意見が出ていると、各町、調査してもらえませんかということで議論の場に上げたいと思っております。

では、それぞれの御質問内容について1点ずつお答えしていきたいと思っております。

先ほどもう全て委員長のほうから結論出された内容になってくると思うんですけども、県内様子ですけども、県内60市町村、課税が35市町村ですね。課税免除が25ということでありまして、地域性がある。いわゆるその町々の考えとか、先ほど苅田町と申し上げましたけども、あそこは課税すると大変なことになる、自動車産業の町ですから。だからそれぞれいろいろ町で事情があるんだということです。

私どもが確認をとれたもので言いますと、法人が8業者、個人で19事業者あります。法人については4月1日現在の所有台数62台、税額にして51万1,800円を確認できている。これが社用車なのか商品用の商品車なのかまではわからない状況でございます。

また、個人につきましては、一般社団法人全国軽自動車協会福岡事務所まで問い合わせましたが、わからないと。親元がわからないという返事が返ってまいりました。

どれぐらいの減収になるんですかということですが、先ほど言いましたように、わかっている範囲では51万1,800円。個人事業者はもう想像の範囲でしかありません。本部がわかってないんですからね。100台とすると100万円程度の減収になるのではないのかなと。これはあくまでも想像でございます。実質的な数字は先ほど言った数字。

車検がついていても実際は使用していない、課税は適当と考えられるかという中身でございますが、これは総務省の見解としましては、もともと軽自動車税の性格でございますが、財産税としての性格として税金が課されているという性格、それともう一つは道路損傷関係の負担金的な性格がございます。この両者をあわせもった税だろうということで考えております。

ナンバープレートがあるものについては、例えば、試乗ができるとか、先ほどおっしゃったことですが、これはもう千差万別でちゃんと店舗を構えていらっしゃる、それと個人事業も含めてナンバープレートがある。試乗をさせるんですよね。道路を走るんです。その瞬間に法令からいうと道路を使ったほうがいいです。そうすると課税の対象になるんじゃないかという考え方も発生するということです。

もう一つは、一例として、これはもう委員長が先ほどおっしゃったんですが、中古車販売だけをなさっているのではなくて、自動車修理工場とかいろんなことをなさっているところは、要するにナンバープレートがついた商品をお持ちになっている。我々が修理に出すと「代車はないんですか」と言うたらすぐ「どうぞ」と言って来てくださいますよね。どうもそれに該当しているみたい。そうすると、議員が提案なさってる部分から外れるんじゃないかなと。だから、非常にわかりにくいという。

それと、ビジネスを阻害することになると思うがいかがか、町長の判断ということですが、私は、課税してもうかったほうがいいですよ。課税じゃなくて免除をやって、その方々がいっぱいもうけていただいて税金払ってもらほうがいいですよ。じゃあそのバランスを考えると課税したほうがはっきり今金額がわかる。片一方はわかりません。なぜこんなことを言うかというと、須恵町の中古車販売店をなさっている法人、店舗を構えてきちんと。きちんといいとおかしいけど、法人格、それと個人の方々が要するに須恵町に本店を構えていらっしゃる、個人事業主の場合に須恵町に住所を持っていいらっしゃる、であれば税金入るんですよ。

でも、詳細におっしゃったわけではありませんけど、どうもそうじゃないという方々もいっぱい

いいらっしゃる。となると、利便性だけ与えて税金につながらないというようなことも考えられます。

ですから、この問題自体については免税できれば私もいいなとは思いますが、なかなか判断がつきにくいし、税務課の対応としては、今、言った作業、いろんな作業をせざるを得ない。それに伴う住民税とかいろんな形での利害があるのかというところで不透明な部分も多いんです。

ですから、先ほど言ったように、町長会で全員で話してやるのであればもう一斉にやるというのが一番いいのかなと思っています。業者の方を呼び込むことができると思うがいかがか、これは業者は喜ばれると思いますよ、当然。だから、1市7町、全市町がやろうということであれば、中古車販売業の出店数はふえていくだろうと思います。ただし、須恵町だけで今のところ私は抜けがけしようとは思っておりません。そのところは御理解いただけたらと思っております。

そうなるかどうかはわかりませんが、全体的には今回御提案いただいた内容についてはしっかりと真摯に受けとめて、何らかの形で答えを出したいと思っていますが、今、私たち個人的にじゃあやりましょうという形での答弁になかなか。その点についてはお含みおきいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上議員。

○議員（11番 田ノ上 真） ただいまの答弁でございますが、重く受けとめていただいて大変感謝申し上げる次第でございます。

なかなか難しいようで、一致点を見出すということに関してはそのとおりだなと。私は、須恵町の抜けがけもあるかなという形でこの一般質問をつくったわけですが、確かに町長おっしゃるとおりのことを想定すれば、1市7町合わせたほうが政策効果としては高いものがあると認識を新たにした部分もございます。

あと、細かいところ言えば、軽自動車税の税収がどのくらい減になるかというあたりに関しては、驚いたことに私が予測した金額よりも低いかなというものがあまして、いわゆる財政に与えるダメージはそう大きいものではないのかなと思うものでございますが、また、それとは別に税務課職員への負担がふえるということもこれも確かに重く考えなければいけないことではあるかなと思った次第でもございます。

試乗して、道路を使用すると道路が傷むからと、道路を使用という意味での税金というのは、これは政策判断でどうにもでもなる、どうにでもという言い方はよくないですけど、そう大きい要素ではないのかなと思ったりするわけですが、あと、さまざまなことも検討を加えれば、いろんな見解が出るであろうと思っております。

もともとこういう税金の議論するということが議会の発祥であるわけですので、こう

いった町の施策もしっかりと議員自身が勉強して発言していくということで、議論を活性化させるその一助になれたのではないかなと思ったりもするわけでございます。ただいまの町長の答弁、今後しっかり検討していきたいということでございますので、その検討を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 先ほど携帯電話の音がしましたけれども、マナーモードか電源を切る御協力をお願いします。どこまで質問をしたかわからないことがありますので、そのときをとめられませんので、音がしないようによろしく御協力をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 皆さん、おはようございます。令和になりまして2番目の質問をさせていただきます。川口です。

今回、私なりに感じたこともありまして、身近なことでありますが、各通学路における安全確保に関しましてお伺いいたします。

昨今、各地で自動車事故によって児童あるいは親子などの痛ましい出来事が起こっております。私も育成会の活動をしておりまして、非常に心が痛いです。恐らく皆さんもそうだと思います。

この須恵町でも、朝の通学時間帯は通勤を含め町内外から多くの車が通学路や生活道を走り、中にはかなりのスピードで走り抜け、また子どもが横断歩道を渡ろうとしているにもかかわらず児童の目の前を走り去る車もありまして、大変危険です。

町内でも一つの例として、先月20日から5日間、第3小学校の通学路となっている新原区内で、午前7時15分から15分ごとに車両通行数量の調査を行いました。資料として写真と調査データを提出していますが、この調査で、毎朝45分の間に平均して400台近い車、バイクが通過しています。これほど多いとは思いませんでした。昼の時間帯からするとこの通学時間帯に非常にふえていると考えられます。

地域の見守り隊の方などが通学路に立って子どもたちを見守ってくれています。しかし、それも人数、体力、いろいろ限界があると思います。このデータ、写真を踏まえ、各通学路の安全確保について町長の御見解をお伺いします。

子どもたち、高齢者を含めた町民を安全安心として守るため、町内の通学路には必要なガードレール、グリーンベルトと早急な対応が必要だと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

また、横断歩道によっては停止線がない場所もあります。道路に「横断歩道あり」の文字を入れるか、グリーンベルトのように道路に色を入れるなどの必要があると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

そして、昨年１２月の議会において田ノ上議員から通勤通学時間帯に移動式オービスの活用という提案がございました。その時点では粕屋署と協議という展開でしたが、その後どのように進んでいるのか、町長のほうにお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えします。今議員がおっしゃったことで、通学路も含めて生活用道路の交通安全対策は本当に必要な案件で、担当課である都市整備課を通しながら。

先ほど一番冒頭に申し上げましたように、この問題というのは役場だけでは判断がつかない。要するに、地元の区長さん、あるいは地域の方々、PTAの方々からの要望に合わせて、それに合わせて議員さんが議員活動としてその区長さんと一緒に提案するという形で今までやってきております。

おっしゃっている部分というのは、新原の日の出の部分がメインでございましょうけども、この件については、新原の母里区長さん、そしてその次の駒山区長さん、なぜか復活なさった母里区長さん。その時代に本当に真摯に取り組まれて、この件については、私も、当時教育長だったんですかね。教育長から副町長にかわる段階で都市整備課のほうに可能な限りあの道路については整備しなさいということで、時の町長中嶋町長とも話した上でいろんな調査を、今回なさった調査も同じようなことをやって、いろんな方法論を考えました。

その中で、要するに、地元において、用地買収を含めて、あの道路の幅員を確保するという方法も検討しました。ですけども、なかなか地元の方々も全員の同意には至らないということで、先ほど議員がおっしゃったようにグリーンベルトの設置ですね。そして、ゾーン３０の速度規制も設けております。

ガードレールの設置については、これはガードレールとなると結構構造物がでかいんですよ。そうすると狭い幅員のところにはなかなかそぐわない。だからグリーンベルトをつくったりゾーン３０をつくったり。それで、一段、水路の上を利用しながらちっちゃな歩道をつくっていらっしゃるところについては、そこにガードレールをつくと、今度、人も乳母車も通れない。要するに、そこに住んでいらっしゃる生活道ですからぶつぶつ切らないかんわけですよ。そうするとそのガードレール自体を地元の区民の方々が欲しいかと。要らんと言われる場合も結構あるんです。そういったことで転落防止柵で一部代用したりとか、いろんな形であの道路については工夫をさせていただいて、やりました。

今までも何も新原に限らず、緊急性とか効果を発揮しそうな場所については地元の区長さんあるいは地元議員の方々が一緒に来られた場合については瞬時に調査して、逐一、交通安全の事業費で賄っている状況でございます。

質問要旨の２番目に、路面に表示するという方法があります。ただ、この前の新聞を見て御存

じだとは思いますが、ある学校の先生が危ないからといって勝手に道にラインを。あれ、逮捕されるんです。それぐらい交通安全に関してはきちんとした法令のもと警察が管理を別にやっているということで、要するに、警察、交通安全が必ずやるもの、それにかけて補完的に町がやるものというのがあります。法定外を通して注意喚起をやったり、カラー舗装などについては、これは町で、道路改良事業で、補修事業でやります。

横断歩道ありやひし形マーク、カラー舗装等は今申しましたとおりでございますが、施工箇所の意見等とかそういったものをやっぱり地元の方がやらないとやったから喜ばれるかというところにはそうではないということもあるものですから。それで、今回の場合についてもいろんな検討課題をやって。あの道路については今でも関心を寄せてやっているんですけども、解決策ということ。

ただし、一例を申しますと、上須恵区の一歩田の交差点、郵便局のほうですね。それからまっすぐ抜けて、皆さん御存じの桜木酒店の橋を渡って向こう側、あれを時間帯の通行区分で進入禁止にして。一方通行じゃなくて。それで、これはやはり住民自治。地元の区長さんあるいはPTAの方々、議員さんも入られて。町民の、地域の方の同意を取ればできます。上須恵のあの道路は通学路になっておりますけども、今現在は事故は起こっていない。車同士の事故はたまにあるんですけども、生徒児童を巻き込んだような事故は起きていない。非常に大きなところ。ですから、この部分については、それのお手伝いというのはできるかと思っておりますけども、やはり地元のほうで我々は道路管理者としてできる限りのことはやっていきますけども、それでも事故は起きます。なぜか。相手が車ですから。不注意で突っ込んでしまう。車同士でぶつかることによけようと思って接触事故を起こす。こういったのは起きます、特に狭いところで。これを極端に減らそうとしたら、時間帯の通行区分がございますので、ぜひこれは議員にお願いなんですけども、ほかの議員さんたちにもお願いなんですけど、本当に危ないと思われる方は、道路整備をやってもだめなんだと。このことを頭に描いていただいて。できれば、皆様、その時間帯になると不便を被る方もいらっしゃる。現に私も夕方5時になると自分の家に帰れない、郵便局のほうから。だから、ぐるっと回って、でも子どもたちの命を守るのであれば、それでいいんだということであれば上須恵、全員一致で通行区分をかけております。

だから、そういったことを議会と行政と住民側、区が一丸となって子どもの命を守る、あるいは高齢者の方々の安全を守るという意味でも、そういった活動をしていただければと思っております。

お答えになったかどうかはわかりませんが、この件については、新原区と真摯に今までずっと向き合っておりますので、十分に承知した上での私からの配慮だと受け取っていただければと思います。

以上です。（「オービスの」の声あり）

○議長（松山 力弥） 町長、オービスの件。

○町長（平松 秀一） ああ、オービスの件。済みません。オービス忘れとった。

この移動式オービスについては、質問をいただいてまだそんなにたっていないんですよ、極端なことを言えば。これ現に粕屋署のほうに要望が出ています。でも、今現在、糟屋地区内で実際に実施されているところを確認したんですけども、捜査とか取り締まり上の問題があって教えられないということです。車による犯罪とか、道路法違反の抑止力としてこのオービスを含めていろんなその防除的な事業については、今現在交通安全の担当と警察のほうと協議いたしながらやっている。先ほど申しました上須恵の一番田の交差点、進入禁止、時間帯ですね。不定期ですけども、今でも警察が来てやっている。

だから、やっぱり警察もそこばかりでいいんですけども、きちんとカウントしてて、何カ月かに1回は必ずつかまっていちゃいます。あんだけもう何年かたってるのにやっぱりつかまっていちゃる。移動オービスにつきましては、今後も要望をかけていきたいと思います。特に先ほどの道路とか、狭いところについては信号もつけられない。そういった場合に法律的には非常に効果的でしょうから、今後も須恵町のまず第一番にあそこに要望をかけながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 町長からの検討の中で、ゾーン30という話で、私は先ほどの質問の中で、ガードレール、グリーンベルトという提案をしました。その後に、話が出てお答えいただいた中でゾーン30というものを新設というのも含めて再度御質問しようと思ったんですけども、既にお話が出ましたので。

あと、今の移動式オービスですね。これに関しましては協議中というのは現在も含まれているということですので、前回も話に出ました、そういったものが抑止力にもなりますので、ぜひ早く。いつからできるんですかといってもこれは協議中ということでしょうから、いち早く取り組んでいただきたいと思います。

それと、1つの例として新原というところを出しましたけれども、確かに感じるところでそれを私は提案した次第ですけども、須恵町の中でもそういう部分というのは多々あると思います。細かくはあそこをというふうに調べているわけではありませんから、須恵町の中でもそういうのはありますので、その辺は町長のほうも随分理解されているというふうに私は理解をいたしました。

いろいろやるに当たっては、いつからやるのか、予算がどこから出てくるのかということが出

てくると思いますけども、現状ではそういうことを前に進めていくということですので、これは子どもたちのこと、あるいは高齢者のこともいろいろありますので、いち早く取り組んでいただきたいと思います。

最後に、運転者のマナー、子どもたちのマナー、これが事故をなくす一番の策であると私は考える次第でございます。それでも、先ほども言っていっぱいしました、事故が起こってしまうというのが現状でございます。起きてから対策を練るのではなく、起きる前に最善を尽くすべきであると私も考えますし、ぜひそれを皆様に思いを伝えて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い、2問の質問をいたします。

1問目は、学童保育の待機児童解消についてです。政府は、新・放課後子ども総合プランにおいて共働き家庭などが利用しやすいように学童保育の充実と質の向上を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る、その後、女性就業率のさらなる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿の整備を図るとしています。

女性の社会進出とともに結婚、出産後も仕事を続ける女性がふえてきており、子どもを安心して預けられる環境の整備はますます重要になってきております。

資料を見ていただくと、小学校3校の学童保育所の状況を表にしてみました。見ていただきますとわかるように、第1学童が75名の入所数、そして小学校の児童数が723名、割合としては0.1%です。第2小は2つの学童があり、合わせると入所数が126名、児童数は836名で割合としては0.15%、第3小は56人の学童を受け入れており、児童数が472人、割合としては0.11%。これは非常に第1学童としては0.1%の、第2は0.15ということで、少ないようではございますが、人数にしますと第1学童は75人の受け入れ可能でございますが、第2小と同じ割合ですと108.4人入れて、あと33人から34人は入れるような形になっております。

現在、子育て世代の人口増加や、平成27年度より学童保育入所対象者が小学校3年生から6年生に拡大された影響などで、ことし第1小学校の学童保育所入所の待機児童は27名となっております。

小学校3校の学童保育所の状況から、今後の見通しと対応についてお答えください。特に現在既に待機が出ている第1小学校について、施設の増設など、待機児童解消の対応についてお答えください。

続いて、資料の2枚目をごらんください。糟屋地区学童保育所の運営状況です。

保護者会が運営主体では指導者の雇用や働きながらの学童の運営など、役員の負担は大です。ごらんのとおり糟屋地区では須恵町以外の1市6町で外部委託されています。コミュニティを含め、保護者会以外での委託についてのお考えについて、また指導者を募集してもなかなか見つからず、苦勞されています。指導者雇用の行政の協力について、お答えください。

2問目は、高齢者運転免許返納者の反応などについてお聞きいたします。

最近、高齢者ドライバーの事故のニュースが毎日のように報道されています。先日は杉良太郎さんが免許を返納したとのニュースが話題になりました。

須恵町では高齢者ドライバーの事故防止に向けた取り組みとして運転免許を自主的に返納した75歳以上85歳未満の高齢者に毎年度4万円相当のタクシーIC乗車券を交付しています。先駆的で手厚く非常にすばらしい取り組みだと思います。本日は、老人クラブの皆様がお見えですが、大変興味があるところであると思うんですが、この制度はことし4月から実施されていますが、周知徹底は図られていますか。周知の方法についてお答えください。

高齢者ドライバーの死亡事故が多い中、全国的に高齢者の運転免許返納者が増加していますが、4月から何人の方々が返納していますか。IC乗車券が大手のタクシー会社しか使えないとの声を耳にしましたが、返納者の反応はいかがですか。IC乗車券を使用して買い物などに利用しようと思えば、できるということですが、返納者の足を確保するとの目的とは違ってくるのではないのでしょうか。返納の目的ではそういうこともあり得るのかなとは思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

どこのタクシーでも利用できるようにIC環境が整うまでタクシーチケットに変更する、またはICを導入するようにタクシー会社に働きかけるなど、IC乗車券についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） まず1点目の学童保育所の待機児童解消をという御質問なんですけども、これについては1項目ずつお答えする前にこの件については既に子ども教育課長から5月に入って私に報告があって、まず第1学童保育所の拡充、について保護者の方から昨年からの要望があつてということでした。事情を確認した中で、第1小学校は当初児童数減っていくんだろうなという予測がかつては。ところが住宅の部分でそうはならなかった。そういう中で新しい方が入ってこられたというのは新しいサービス、いろんなことで要望なさっていく中で、その中に学童保育所もあるんだということで判断しました。それで、その時点で担当課長には私のほうから施設をつくれという命令をもう既に渡しておりました。そのやり方として、今現在コミュニティの事務局と学童保育所が併設されておりますけども、補助の部分というのは学童保育所しかないんです。もともとの機能からいうと、あれを学童保育所にしてしまいなさいと、コミュニティ事務局につ

いては一生懸命頑張ってもらってる第1小学校のコミュニティですから、新たに校長あるいはコミュニティ関係者と話し合いを持って新設しなさいということをもう既に命令を下さしていた中身でございます。

ですから、一般質問をなさるのは結構なんですけども、まず一番最初に担当課あるいは私のほうにお尋ねいただければ、結論だけは先に聞けたんじゃないかなと思いますので、今後はそういった場合はどうぞ私の部屋にもいらっしゃってください。よろしくお願いします。

1問ずつお答えする中で、これは以前にも私はお答えしたんじゃないかな、あるいは、私が原稿書いて中嶋町長が読まれたんじゃないかなと思う、頭の中に残っているのが、須恵町の学童保育所というのは、よその町の学童保育所とは設立の趣旨が全く違います。四十数年以上前に恐らく須恵町の初女性議員であった阿世賀千鶴子議員が、働く女性を代表してということで質問をなさった中で、学童保育所をつくってくださいと。我々は今後社会に出て働く必要性が出てくる。子どもは自分たちで守らなければならない。しかし、自分たちが働くことによって、その現場にいることはできないから、それに対する費用を業者のほうから出してくれと。自分たちの子育ては自分たちに第一義責任があるというのは重々わかった上で、行政とタイアップをしながら働く女性の雇用の場を確保していきたいと。要するに、自主独立して、その地域で生活していく。非常に志の高い中身でこの学童保育所というのが当時の町長はわかったということで、その当時は第1学童、それから第2学童、それから第3小学校ができたときに3つの施設、小学校に学童保育所をつくったということです。

ですから、これはもともと福祉事業で教育ではありません。ただ、須恵町というのはそのあたりというのは面白いというか、私が福祉課長、健康福祉課長に平成11年になったときに、要するに学童保育所自体、お前持てと。その後、あの流れの中で保育所も幼稚園もお前が持てというような形になっていったということですね。

非常にわかりやすい制度をつくり上げていった。その中で、この学童保育所、須恵町の理念というのは必ず守っていく。私は今でもそう思います。何もかも人任せにするのではなくて、ある部分ではやはり負荷を感じながら、それが子育てなんだと。自分たちに足りない部分をきちんと面倒見てもらう、それが行政の役割なんだと。このラインというのは、非常にその当時の阿世賀千鶴子議員の理念というのは正しいと今でも思っています。

ですから、そのあたりをお含みおきいただいた上で、1問ずつに対してお答えしていきたいと思います。

まず1点目の3つの学童保育所の上限というのは、先ほどそれこそ副議長がおっしゃったとおりの中身でございまして、第1学童について75名の定員に対して102人の申し込みがあった。27人の待機児童が出てますよということもちゃんと受けております。結果的に高学年の入所が

かなわなかった。これはもう私自身もゆゆしき問題だということで、先ほど言ったように、今回質問なされるとか、保護者のほうから請願が上がる前にもう既に命令をやって担当課集まれという命令を下しておりますので、そういうお答えになってしまうと思うんですけども。

今後の第2学童については、127に対して126名。

第3学童は80名に対して56名。要するに定員内で運営されているという状況で、報告は受けています。

今後の見通しとしては、来年度入学する保育園卒園児は本年度と比較して11人の減になります、全体の。令和3年度は増加になり、そのまま若干の減少として今の横ばいの状態が続くだろうという統計調査を私のほうに報告しているところです。

従いまして、第2学童、第3学童については、今の状況で運営していただくというのが一番いいのかなという形で思っています。

2点目、3点目の第1学童保育所の待機児童解消の対応、増設の対応はというふうに、先に結論を申し上げましたように、課といたしましては、総務課、まちづくり課、当然子ども教育課、それと建築部になるであろう、都市整備課ですね。担当課長のほうに早急に取りかかれと。その中でコミュニティ事務局のほうとももう協議をやらなさいということで、命令を下しておりますので、2点目、3点目のお答えに対してそれで御納得いただけるかなと思います。

4点目の指導員の募集については、他市町でも応募の方法等をお伝えしたりとか、保護者会に。町のホームページ等にも掲載したり、情報があればその都度お伝えしています。保護者会に任せっぱなしとは考えておりませんで、もともと私自身も健康福祉課長をやって保育所の問題とか、それから続く、教育長になったとき、今度学童保育所から全部つながっている問題点も十分熟知しておりますので、そのあたりについては必ず町に相談してくださいという形で人材を確保、相談には乗るようにしています。ただ、今、なかなか手がないのも、事実です。ただ、一生懸命行政のほうも努力はしています。

5点目の、保護者会以外への委託についてはということですが、先ほど言ったように、私自身は1、2、3は今の状況で保護者の方々に担当課からその理念とかやはり自分たちの子どもに任せっぱなしではなくて、かかわっていくということは大切だろうということで、3園の運営については委託というのは今しばらく考えたほうがいいのかなとは思っている。ただし、いろんな、どういしましょう、放課後のお子さんの教育の問題を考えたときに、1、2、3だけでなく、選択肢として民間の学童保育所、要するに、どういしましょうかね、塾とか英語教育とかいろんな形のパターンを持っていच्छる、あるいはスポーツに特化されたような学童保育所も全国にあるみたいですけども、一応、そのあたりにもお声かけはしております。これは、町にはつかないけれども、私立がそういったことをなさる場合は建築費の補助が出るんです。その

あたりを今現在の認可保育園、3園ございますので、やりませんかという話は持ち掛けるようにしているんです。

既に、1社、調査という形で明道館の理事長のほうにこういった制度がありますよという話をしました。そうすると明道館の理事長はそれ結構補完的な事業になるよねと。やってみたいなどということで、今、要するに資金の問題も含めて準備に入っていらっしゃる。されるかどうかはまだ報告は受けてないんですけども、そういった形で、要するに全町的な、要するに第1学童に入れない人であっても、極端なことを言ったら、そこはちょっと、でも預けたいなどという場合の補完的な機能として民間の学童保育所もあっていいんじゃないかということで、3園の認可保育園のほうに話を持ちかけようかなと思っています。なぜかというは今言ったように明道館の理事長にお話をしたら、何ば言ようとってと言われんやったけんですね。基礎調査の基礎調査ですけど、ちょっと言ってもいいのかなということで、近々その話は具体的に子ども教育課のほうからさせたいなと思っております。

学童保育所については以上でいいですかね。

高齢者の運転免許証の返納についての質問です。これはそれこそ4月に始めてまだ6月なんです。いろいろお尋ねいただいておりますけども、まだまだ私たちのほうも、どうなっとなんと言われても始めたばかりでお答えしにくい部分がたくさんあります。

ただ、ここ1カ月の間にどれほど大きな事故が起きたか。それを考えるとこれはまさに先ほど言ったように、糟屋地区均一の制度ではなくて、須恵町独自で取り組んだ、まさに先駆的な免許証返納制度だと思います。それによって、あとで数字とか細かくは言いますけども、非常に好評です。いろんなことを飛び越えて、やっぱり、どういしましょう、事故に遭われた人のほうが確かにかわいそうだし、起きちゃいけないことなんですけども、じゃあ事故を起こした高齢者の方が悪意を持って事故を起こされてるのか、そうじゃないんです。身体的能力とか。突然この前の事故は、まだはっきりは出てないけども、足が動かなくなって、奥様が下にもぐってそれをやっているさなかにぶつかったような報道もなされています。そういったことを考えると、なるべく早目に、ちょっと危ないなと思ったら返納していただきたいという思いです。これは、要するに被害者・加害者、どちらにもならないという制度で、これは、今、議長席に座っていられっしゃいますけども、総務建設産業委員長をなさっていたときにこういう制度をやりたいといって昨年強く、行政が言うよりも議員提案でもいいからとにかくやりましょうといった熱い思いでつくった制度でございます。

まさに中身で言うのは、現実的に須恵町以外では起きているということです。そういったことを考えると、私は、きょうもたくさんの。今、シニアクラブになってますね。シニアクラブの会員の方々には本当にかわいがってもらっていますので、その方々がいつまでもにこにこ笑ってい

ろんな場所に出てきていただいて活躍していただく、そういうまちづくりをしたいなと思った一端としてこの制度を作っておりますので、御理解いただきたいなと。

1 問目の周知方法についてですけれども、広報紙、町のホームページ、県のホームページ、そして、シニアクラブ等でのPRを今現在、精力的に行っている。まだ2カ月ですので、そのあたりは御理解いただきたいかなと。粕屋署の窓口のほうでもぜひそのあたりはPRしたいなということで、交通安全の担当のほうにも言っております。

4月からの人数ですね。6月1日現在29名いらっしゃいます。それで、返納者の反応自体はそれぞれ担当課の総務、交通安全のほうで非常に好評でございまして、後で全部お答えしますが、全般的には皆さん免許証を返すことによる遊び心といいますか、のほうが強みたいで、返された方はにこにこ笑われて、nimocaのカードをもらうたということで非常に喜んでい。大手タクシー会社しか利用できないということです。

これは確かに今福岡県内も今このICカードのタクシー、ふえてきています。それで、今現在、福岡都市圏で2万台を超えるIC対応の車両がふえているということです。

5問目のICカードを使って買い物などで利用できるとの声があるが目的が違うのではないかと、これは、一番最初はタクシーチケットと確かに私も言いました。それは私の勉強不足で、要は、もう今、タクシー業界自体が初乗り運賃のタクシーチケットはもう出さない。本年度いっぱい中止するということです。もともとなぜそんなことをタクシー業界がやっているか。要するに、もうICに変えようとしているんです。

東京に行かれたら、副議長さん方はよく公務で東京へ行かれると思いますけれども、私も東京というのは、福岡もそうですけど、東京に着いた途端、帰るまで現金一銭も使いません。交通系で全てのことが賄える、極端なことを言うと、はいと言えど全ての飲食店、全てで使えます。国自体も、要するにキャッシュレスにやっつけようとしているさなかなんです。それに、私が勉強不足でタクシーチケットといって混乱を招いたんですけれども、要はタクシーチケットよりもやはり広範で利用できるということ。

それと、シニアクラブの方々いらっしゃいますけれども、私はこのタクシーチケットの利用方法として、これからあくまでも福祉タクシーチケットとは違います。その方の弱者的な部分を補うために、初乗りの運賃をあなたが使ってください、これが福祉タクシーチケットです。

今回からシニアクラブに御説明申し上げたのは、返納していただくと4万円相当をプレゼントしますよと。これは福祉チケットではありませんから、お孫さんが使われようが、それで買い物なさろうが、それはどうぞ御自由にということは僕ずっと説明してきておるんです。それをタクシーチケットに戻すとするとタクシーにしか使えない。

恐らくこの御質問の中の趣旨には、当町にある運輸会社に対してかわいそうじゃないかという

ことも一部含まれているのかなという気もするんですけども、この件についてはもう日本全国の運輸業界がＩＣ化をやるんだと。であれば、そのタクシーチケットのうち、タクシーチケットやない、カードやったら使えないとおっしゃっても、申しわけないけども、世の中がそうなるんですから、自分の会社のインフラぐらいは自分でやってくれと。そこにまで補助は出せませんよという、今、過渡期の中で、よそのまちよりも早くこの制度をつくった、ちょっとひずみが出たのかなと思っています。ですから、このＩＣチケットに関してはどんどん広報活動をやって、既に当初計画した予算を９月議会で追加補正、あるいはぎりぎりもって１２月補正するぐらいに皆さん今返納していただいている。それを補う補完的な事業として、一度説明申し上げたかと思えますけども、今現在、コミュニティバス回していますよね。山間部、山間部といったら怒られますけど、佐谷の観音谷地区とか皿山地区とか、なかなか車が入り込めない大間地区とかそういったところには１０人乗り程度の部分で検討をやらなさいということで既に検討に入らせておりますので、これもおくれ気味になっておりますけども、これをやることによって要するにタクシーチケットとして使う人も、ある程度こういう交通機関のほうで来れば、公共バスがあるわけですから、そういった補完機能として、福祉バスじゃないな、コミュニティバスの拡充をしたいなと思っている。

総括として、今現在の状況はどうなんだということでしょうけども、５月３１日現在で昨年１年間で返納された数の１．５倍、ですね。そして最終的には前年度比、１０倍を超える返納者になるという形で考えております。

あくまでもこのカードというのがシニアクラブの会員さんも含めて７５歳から８５歳までのプレゼント事業だと受け取っていただきたい、そこに遊び心があって、ＩＣカードでコンビニ行ってシニアクラブの帰りがけに何か買って帰ろうかと。そういうことにもコミュニティというか、皆さん、使えると思いますので、まだこの制度はつくり上げたばかりで、不備な点も多々出てくると思います。この１年間かけて検証して、それで高齢者、私は高齢者という言葉を使わないとシニアクラブで言いましたので、７５歳以上８５歳の方々には、このプレゼント事業はずっと続けていきたいと考えておりますので、制度を温かく見守っていただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（１４番 今村 桂子） ただいま詳しく説明をいただきました。第１小学校の建設、新しく建設をしていただけるということでございますが、子ども・子育て支援整備交付金などもございますので、それを活用しての２分の１というんですかね、というふうな交付金があるのか。学童保育所だとそういう補助金があるということで、ちょっと私も頭に入れてたんですけど、コミュニティのほうに入れていただくということで、今後、そのコミュニティ事務局の２階をいつから

使えるように学童の方たちはなるのかということと、その後、コミュニティ事務局をどこに移すのかということをお聞きいたします。

それから、この表を見ていただきますと、2小、3小、保育所の入所が5歳児、4歳児と端のほうにあると思うんですけれども、これは1年後には5歳児が1年生、そして、2年後には4歳児が上がってくるわけですね。これが小学校1年生に上がる時は約8割ぐらいが学童に入るといふように言われております。これを見ると、第1学童は新築をされるのでキャパは大丈夫だと思うんですけれども、第2学童が今127名、それが4歳児が上がってくるときになりますと1年、2年、3年でも163という数字になるんですね。

第3学童に対しましては、1年後、2年後で97名ということで、ここも17名、80%見ても、上がってくるということで、ここ二、三年非常にふえて、その後、多分その数字が落ち着くんじゃなかろうかという予想ができるところでございます。

その辺、先ほど町長のほうが民間の学童保育所に声かけをしていくということを言われましたので、この辺を強く押していただいて、施設をつくらないで済むような形で学童の待機が解消できるような形を早急につくっていただかないと、1年後2年後は大変なことになります。

第2小に対しましては、旅石地区が第3小に行くので、少しはいいのかなと思うんですけど、第3小が今度は新原が新しい団地ができて、そして旅石地区の人たちが来るということで、ただし、第3学童に対しましては横の部屋とかがあいているので、その辺の対応も出ているのかなと思っております。

その辺の町長の考え、二、三年後のことを考えて、民間のほうに早急に移していただけるかどうか。多分それができれば、これは解消するのかなと思うところでございます。

それから、一応、免許返納に対しまして。実をいいますと、昨年やめられた議員さんが、目的が違うんじゃないかというようなことをちょっと言われましたので、このICカードの利用目的ということを質問させていただきました。

しかし、今、町長のお話を聞きますと自由に使えるプレゼント事業であるということで、これは大変高齢者の方からすると魅力のある事業だと思いますので、一番の目的は免許を返納していただくというのが目的でございますので、この辺をもうちょっと前面に押し出した広報活動をしてもいいのかなと思っております。

今、IC乗車券となっておりますので、乗車が目的かなというふうに私たちも議案が出たときには思っておりますし、前の議員さんたちもそういう形で審議をしたというふうに思われておるようでございますので、非常に免許返納に対しましては、魅力ある事業だと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） コミュニティの移動の時期がいつか、先ほど言ったように、今早急に命令しているわけですから、いつだと言われても年内に早急に立地の場所を決めて、できれば年内に設計まで出せという形でございます。

その間は、第1小学校の校長にお諮りして、何らかの形で補完できる場所があれば、ある意味、強制的にもお借りしようかな、当面は。それしかないかなと。

それと、2番目に質問された、2小と3小についての質問は通告にないから私、データありません。その資料もきょうの朝いただいたんです。だから、なるべく早目にいただかないと政治判断になりますので、ここで軽々しくちょっと言えませんので。ただ、申し上げましたように、補完的な事業として民間の学童保育所の経営というのは私は積極的に何も3園、認可保育所だけではなくて、他の企業の方々が面白いサービスを持ってきて、送り迎え付きの学童保育所をやってもらえるのであれば、私は大歓迎して。そのあたりで新しい選択肢ができるのかなと思って。

それと、免許証のほうは別に答えなくていいですかね。頑張ります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） コミュニティの事務局が移動するのはできたときにということでは1年後ぐらいを予定しているんだと思うんですけど、この間、陳情に対する回答をちょっと見せていただいたときに「家庭科室を利用する」と書いてありました。それで、家庭科室に関しましては、コンロもありますし、包丁等もありますし、走り回ってテーブルの角などに頭をぶつけるとか、テーブルは移動できませんので非常に危ないという保護者の御意見が出ておりまして、もうそこだととても危険なので、ちょっと利用できないと。

あとは、わくわくルームを前回使わせていただいたことがあるということで、これを日常的に利用できれば、一番いいけどなということでございます。その辺、やはり生活の場になりますので、子どもの安全が第一でございます。そこで利用できる教室も日常的に使える教室、2小に関して言いますと和室があったということで、しっかりと。よかったんですけど、3小に関して安全性のある教室ということで、これもよかったんですが、ちょっと家庭科室というのは危ないので、その辺の検討をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

大変免許返納に対するプレゼント事業も好評ということで、補助金が足りないぐらい好評ということでございますので、その辺と、それから、学童も新しくコミュニティの部屋を使えるということであれば、非常に使いやすいということで、保護者、また子どもたちも喜ばれると思いますので、今後その推進をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥）　　ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥）　　御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。
再開を１０時３５分といたします。休憩に入ります。

午前10時23分休憩

午前10時35分再開

○議長（松山 力弥）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番、世利孝志君。

○議員（８番 世利 孝志）　　８番議員、世利孝志でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

前段でございますけれども、我々は町民の代表として、町民の声を聴き、そして精査し、そして解決できるものは解決をしていくというような方向で考えておりまして、決して苦情処理ではございません。町民の安心と安全を願って質問するわけでございます。

そこで、須恵町の中心を流れている須恵川は町民の憩いの場でもあり、体協など、町民で美化作業に取り組んでみんなで守っているところであります。

河川については、県の管理下ではございますけれども、それは重々承知しておりますが、あえて質問をさせていただきます。

質問内容は、須恵川河川敷道路の整備と歩道に危険防止のための看板設置についてということでございます。場所といたしましては、須恵古宮橋下流から巡原広場県道カルバートまで約２００メートルの区間が雑木、雑草が覆いかぶさり、やぶになっています。

以前は地域で草刈りなどを行ったこともあり、通り抜けできましたが、現在は覆いかぶさっているため地域の力ではなかなか困難でございます。従来のように歩行できるよう住民の方の要望があります。

また、反対側ですけれども、カルバート側の反対側の右岸側では公民館下から張り出し歩道が設置されています。通学路や地域の皆さんの生活道路として利用されていますが、特に朝方スピードを出した自転車が走行するため非常に危険であります。対策はないものかお尋ねします。

質問事項といたしましては、１番、左岸側の整備について歩いて通れるように定期的に草刈り等を実施し、整備されないものか。

写真をつけておりますけれども、なかなか古宮橋下側からとカルバート側から見た写真をそこ

に2枚つけさせていただいております。

左岸側の整備について歩いて通れるように定期的に草刈り等をしてもらえないかということです。

それと、2つ目でございますけれども、これも写真を2枚つけさせていただいております。張り出し歩道に看板の設置について。歩道の目につくところに看板を設置されないものか。これという、昨年、町のほうにお願いして看板をラミネートばりでガードレールに設置していただいておりますが、ガードレールの側面のため、自転車から目につきにくく効果がないように思われます。この対策について2点でございます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えしたいと思います。

きょうは傍聴の方がたくさんいらっしゃいますので、2級河川の取り扱い、河川のそのあたりを若干触れた上で今回の御質問、できるのかできないのかという方向でお答えしたいと思います。

2級河川というものは県が管理しておりまして、これは日本の法律の中でも強い法律、河川法で何人たりともさわれない。要するに河川管理者以外はさわってはだめなんだという法律です。その法律に関連してあるのが災害復旧法とこれはセットになっています。

ですから、河川というのは、シニアクラブの方々がいらっしゃいますが、見るとこういった形で堤防があり、内側があつて河床があります。河川というのはこの外堤から内側まで全部を河川という。今、管理道を通れるようにとおっしゃったんですけども、あくまでも河川法上は堤防です。何人たりともさわることができない。本当は通っちゃだめなんです。

それが皆さんが今現在通っていらっしゃる。舗装されていますよね。通っていらっしゃる。でも、あれ、河川という、本来は通れない。

ところが河川の周りに住宅等が張りついて、要するに河川の堤防上を生活用道路として利用するのが利便性が高いんだという場合については、須恵町役場が今でいう県土整備事務所というところに申請を出す。その際も河川の内側の堤防は絶対さわらせないんです。さわっちゃだめなんです。堤防の上、これを切って舗装することもだめなんです。

なぜかという、須恵町の河川の流量計算が終わって、あの堤防の高さでないと災害が起きるという堤防なんです。だから、もし須恵町が要望をかけて道路をつくる場合、その堤防の上に道路構造上の路盤を入れて、表装のアスファルトをして、外堤も崩落しないようにきちんと防護柵をやる。要求されるのが、堤防の外側の水路関係ですね。堤防を侵さないように水路をつくりなさいと、そういった命令を受けた上で今現在使っていらっしゃるのが須恵でいうと、川内の右岸側です。川の上から見て右側、右岸になります。町道認定をかけている。

反対側については、要するに利用者の量の問題。須恵区から実際にそれで町道認定の要望があ

ったのか。あってないんです。

ということは、これは河川管理上の河川堤防なんです。そこを車は通りようやないかと。それは河川管理上、今で言う県土整備事務所の河川管理係が通っているだけなんです。それが河川の堤防。

今、議員が御質問なさったのは、町道認定をやった右岸側じゃなくて、ちょうど明太子屋さんから巡原広場の筑紫野・古賀線のガード下までのことをおっしゃっている。確かに草が伸びている。これについては現実的には我々行政には手が出せません。以前、私は建設課にもおったことがあって、余りにも。当時は土木事務所と言ったんですけどね、その河川管理係は刈らないもんですから、須恵町で道路作業員を入れて刈ったことはあるんです。でも、ものすごくお叱りを受けました。なぜかという、向こうも管理体制の中で草刈りというのはきちんとした仕様書に基づいて業者さんを入札で入れて草刈りさせるんです。それぐらい重いのが河川です。

そういった意味で、議員がおっしゃってる左岸側については、要するに我々としては生活道としては考えていない、須恵町も。県土整備事務所の河川管理係のほうもあれは堤防だという捉え方しかしてない状況です。

ただ、当時、筑紫野・古賀線の第2期工事をやったときに、防音壁立てて川内組合のほうに、音が飛ばないようにすることによって、あそこを草刈りをやったことがある、県土整備事務所で。それを通していらっしゃる。あるいは、まだまだ須恵区のほうに今御高齢になられた有志の方々が通りやすいようにということで草刈りをなさっている。これは黙認をやってたんです、黙認。まあいいかということで、それが河川堤防だということで御理解いただきたいなと思います。

ですから、今回の部分については、御質問のある方については、議員の要望はよくわかるんです、ああいう状況ですから。いち早く、もうこれは既に都市整備課を通じて何度も県のほうには要望をかけている場所です。にもかかわらず今現在、「また今度は議員から質問を受けたから行きなさい」ということで行かせるようにしている。早晚切ってくれるのかなと思いますけどもなかなか手が出しにくいという状況です。河川というのはそれぐらい難しいんだということを御理解いただけた上でこの御質問にお答えしたいんですけども、あくまでも我々が県土整備事務所河川管理係に要望をかけることしかありません。まして、その問題についても、刈ったほうがいいのか刈らないほうがいいのか、これはなぜかという防犯上の問題があるんです。だから、外堤の、要するに防音壁側は刈ったほうがいいのかと思います。ただ、あそこを通れるようにすることが須恵での防犯上いいのかという夜間照明も何もない場所なんです。要するに自転車でも通れる、何でも通れる、人が通れるというようにすることによって防犯上の大きな問題が出てくる。

でも、町道でも何でもなし、河川の堤防なんです。誰が責任をとるんですかという問題。

ですから、今回の件については、もう十分趣旨は理解するし、私は建設課おったから、刈りま

しょうとすぐ言いたいんですけども、これは意外と大きな問題ですから、地元の須恵区の区長さんに、地元議員のほうから、こういうものがありました、内容について相談がありましたかという確認はしております。それについては、正式な話はお聞きはしていない。

ただ、当時は刈りよったもんなということですね。ですから、あくまでもこの河川堤防についてはなかなか我々のほうもやれば便利に見える、きれいに見える、でも、そのこと自体が大きな問題を引き起こす。非常にこれは大きな問題。ですから、一概にじゃあすぐ刈りましょうという話にはならない案件です。

ただ、それをやるかやらないかは、県土整備事務所河川管理のほうがりましょうという場合については、自分たちが河川管理をするためにやるということです。だから、生活道として通りやすくするためにやるではありません。このことは十分御理解いただきたいと思います。

それともう一点、右岸側のちょうど総務建設産業委員長の田ノ上議員の、ちょうどカーブのあたりから張り出し道路をつくってます。今現在、要するに自転車でそのままずっと走っていく。今、スマホをやりながら我が物顔に前も見らずに歩いていく。そういうところで非常に危険性が高い。

特に、今、散歩とか、そういったことをなさる意味で前回看板をつけましょうということで、これでいいですかということをやったときには喜ばれたんですけど、要するに、それでは効果がなかったということでしょうから、この点については都市整備課のほうと区長さん、それと、当然地元議員も立ち会うというか、その話し合いの場においていただきたいと思いますけども、どの方法が一番いいのかということは検討させた上でしたいと思います。

ただ、あれ、張り出し道路の構造というのは力学的に、右岸側から見るとこれが歩道です。あれ、L字になって、土鋸でとめているだけなんです、20世紀に。余り深く掘れないんです。掘ることによって構造上問題がある、逆に。

だから、強固な設備というのはなかなかつくりにくい。だから、違反になるのかも。基本的には違反になるのでしょうけども、転落防止柵、皆さんがガードレールに張ったときに縦向きに見えるようにということも1つの案でしょうから、この点については担当課と地元の区長さんと地元の議員の方に話し合いというか、どの方法が一番いいのかということで話し合いを持っていたいて、結論づけていただければ、それについては予算をきちんと交通安全対策というものからつけて対応したいということです。

○議長（松山 力弥） 世利君。

○議員（8番 世利 孝志） 町長の答弁はよくわかりました。張り出し道路につきましては、看板を何とか自転車にわかる方法でお願いしたいということで、この件については、もちろん前区長のときにもこういう要望でたしか町のほうに出してあったと思っておりまして、なかなか実現

に至らないということで、2つの張り出し道路については承知いたしましたわけでございます。

それと、河川の道路ですけども、これは生活道路という意味で出したわけではなくて、もちろん舗装ももちろんすることも要らんとしますし、あそこはもう夏になるともうホタルが出現してホタルを見にという親子連れがあるかも知れませんが。

それと、県のほうに要望していただくということで、早期解決をしていただきたいわけですが、あそこはちょうど河川敷と県道とちょっと密着してしまっていて、県道、筑紫野・古賀線の法面でございますけども、これはちょっと違うんですね。覆いかぶさるということで、この覆いかぶさったものが県道の法面の雑木が覆いかぶさって、もう道がジャングルのごとなっているような状態で、地域ではもうできないということでございます。

これはあわせて、県に言うたら河川課といいましょうか、河川と道路とまた違うポジションとしますけども、県道の法面の雑木についてもぜひあそこも切っていただいて、美観上よろしいようにしていただきたい。

県道を、ちょっとあえて言いますけども、県道の須恵中央駅からずっとカルバートの先まで、これは地元の県会議員さんがおられまして、県会議員を通じてお願いし、左岸側については須恵の中央駅からずっと、何と申しますか、いわゆるカルバートの先まで30年度、前年度刈っていただいています。右側のほうにちょっといってたんですけども、どうしても県の予算ではなかなか難しいということでございますので、あわせてその河川敷のその道と県道の法面、あそこを2つ解決せんとどうしてもあそこはできないんじゃないかなということを考えておりますので、あわせてできるものなら要望をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほども申し上げたように、要望をかけてなるべく美観的にやってもらいたいなあとは思いますが、なかなか。あくまでも堤防という捉え方をしますから、あの部分というのは刈りたがらないというのが実情です。ただ、一応、担当にはもう行かせておりますので、早急にその結果については御報告します。

○議長（松山 力弥） 世利君。

○議員（8番 世利 孝志） わかりました。ちょっとこれも県道のも載せてなかったものだから、あわせてということで、一応確認させていただきました。

そして、県道はずっとあそこが現在までずっと放置してますので、放置状態ですので、何らか手を打たないかんということで今回させていただきました。どうぞよろしく執行部のほうでとりはからいをよろしくお願いいたしますして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 最後になりました。日本共産党の児玉求です。一般質問をいたします。

1 問目、無料低額診療事業の周知、助成、窓口案内を要望しますというのがまず1点です。

皆さんは保険証がなくても診てくれる病院があることを御存じでしょうか。お金がなく、保険証がなくてもまず命を救う医療につなぐための入り口、無料低額診療をしている病院であります。

本町は、平成30年6月1日現在で国保3,694世帯、高過ぎる国保税のため、滞納495世帯、短期保険証389世帯あります。

この無料低額診療の対象となる人は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、生計困難者の方々であります。全額免除の基準は、1カ月の収入が生活保護基準の120%以下、一部免除は140%以下です。これはあくまでも一時的な措置で、期間も限定的な運用なので、本来の社会保障制度につなぐその入り口というふうになっております。

1、国保税差し押さえ世帯の病気治療対策は、なされておられますか。

2、本町に無料低額診療の病院の必要性は認識されておられますか。

3、ホームページ、情報の掲載等、考えておられますか。

4、保険薬局は無料低額の適用がありません。薬代がかかります。一部助成を考えてはもらえませんか。

5、教育長より、小中高校の校長へ無料低額診療の周知要請をお願いいたします。

2 問目、子どもの医療費、中学校卒業まで窓口負担なく完全無料化へ。

糟屋郡1市7町では子ども医療費助成を、入院費は中学3年生まで、古賀市は18歳まで、どちらも窓口負担はありますが、助成がされております。

しかし、助成内容に違いがあり、どこに住んでいても等しい医療が受けられるよう、国の制度創設が急がれております。入院・通院ともに窓口負担をなくして無料化が中学3年生までという自治体が全国9割の時代になっております。

糟屋地区町長協議会、また糟屋医師会と協議され、実現をお願いしたいと思います。

1、中学卒業まで入通院完全無料化の予算額はいかほどになりますでしょうか。

2 目、全国保険医療団体連合会の調査では、医療費の無料化で、早期発見早期治療で長期的には医療費無料化したことが医療費の医療代を押し下げる効果が報告をされておりますが、どう思われますか。

以上、町長の見解をお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回の児玉議員の質問は、日本共産党の方針、あるいは児玉議員の政治姿勢として御質問なさってるんだろうと思いますけども、若干、無料低額診療事業の周知、助成、

窓口案内を要望しますという中身の中で、質問要旨の1番目、国保差し押さえ世帯の病気治療対策の何が対処するのかという質問、これは全く別の制度ですね。おわかりになりますか。全く違う内容のことを要するにその部分で質問をなさっているのです、お答えはしますけれども、どう答えていいのか。質問の意図とか趣旨が非常にわかりにくいような内容になっている。

まず、きょう、傍聴者の方々もいらっしゃいますので、若干、無料低額診療事業について御説明申し上げます。

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に「生活困窮者のため無料または低額な病気で診療を行う事業」というのがある。「経済的な理由によって適切な医療を受けることができない方など、さまざまな事情で医療機関を受診できない方に対して、国や県、市町村ではなく、医療機関が独自に無料または低額な料金で診療を行う事業」、行政が責任をもってやる事業ではないということです。受診できる医療機関はこの事業を実施している医療機関で、福岡県では15カ所、そのうち福岡市内で8カ所の医療機関で実施されています。この事業制度は対象者の方の生活が改善されるまでの一時的な措置であり、健康保険加入、または生活保護開始までの原則1カ月、最大3カ月を基準として運用されます。よって、永久に無料であるとか低額で受診できる制度ではございません。

須恵町においては生活困窮者の相談窓口として社会福祉協議会や健康福祉課で対応を行っており、病気になってからの相談である対応病院の1つの情報として職員が把握しています。

通告の内容について一つずつお答えしますが、先ほど言った国保差し押さえ世帯の病気治療対策というのは何か対処されているのかと。これは、差し押さえ対象は預貯金です。預貯金となっており、国保滞納税に充当されておりまして、保険証または短期証が交付されますので、医療機関での受診ができないとか、そういった話では全くございませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

本町に無料低額診療の病院の必要性は認識されているか。これは児玉議員は必要があるという質問でなされた内容なんではないでしょうか。要するに、補完的な事業ですから、たかだか2万8,000人の町にこの低額診療ができる医院をわざわざつくる必要はないんじゃないかと思っています。それは御党と非常に関連のある医療機関、須恵町からでも20分で行けるし、その診療所もあるわけです。だから、わざわざそれをつくる必要はないんじゃないかなと判断する。

次に、3番目にホームページ、町報への掲載、窓口案内のパンフレットの設置等を考えておられるかという質問ですが、今現在、この制度というのは、要するに須恵町内に住民票がある方とか、基本的にはそういった方々は、議員がおっしゃる低所得者であろうが国保の滞納世帯であろうが。その方々というのは法的に守られとるわけです。要するに、一番問題なのは、須恵町に全く見ず知らずの人が来られて、倒れられている。でしょう。それとかホームレスとか、そう

いった方々に住民票を与える作業。住民票を与えて、医療機関で受診できる、その住所地での国民健康保険の発行とか、そういったのが行政の役割だと思う。

そうじゃないでしょうかね。ですから、あえて、極端なことを言うと、須恵町の2万8,500人の町民の方々に該当する方はいらっしゃらないです。わかりますか。

この制度を利用できるかできないかというのは、もしそういった方々があらわれた場合に迅速に対応できるように、社会福祉協議会の職員、健康福祉課の職員が熟知している、そのことが最も大切なことです。ですから、広報活動をやったからといって、この制度が非常に円滑に回るか、その町で。全く回らないと思います。

この制度の趣旨を御理解いただきたいなど。ですから、今のところ、私自身、ホームページに載せるとか、町報で掲載をやって啓発活動をやるとか、そういったたぐいのものではないんじゃないかと思います。

4番目に、薬局等で、要するに無料低額診療事業の適用がない。これは正常のことです。我々、単独の町で予算要求できるわけですから。

我々は、要するに、国民健康保険、あるいは社会保険診療報酬団体に加入しているわけですから。そのルールにのっとってやっているわけです。ですから、要するに病院で治療をやっても、今は制度上薬局でもらえるというだけなんです。その医療機関の中で最低の医療は受けられるわけです。薬剤にしても注射にしても、それ以外の常備薬として薬局に行ってもらっていらっしゃるだけなんです。今は分離しているだけなんです。昔を考えてください。医療機関の中でお薬をもらってたじゃないですか。そういうことになろうと思います。

だから、この点についても、単独の町で予算をどうのこうのと、これ国の制度。

要するに、国も県もしませんよ、町の事業でもありません。でも、その住民票もないような方々とかホームレスの方々を救うための制度として医療機関が率先してその部分で名乗りを上げてなっている。その部分について我々としては予算をやるやらないというのは、この町が審議することではなくて、国ないし県が考えることだろうと思う。ですから、この点については、私はお答えができないということでございます。

5番目の教育長より小中高校への無料低額診療の周知、要請をということでございますけども、須恵町の場合は、もう何度も言っているように、須恵町教育システムというのは、よその町よりも進んでいます。スクールソーシャルワーカーを独自の町で職員として雇い上げるわけです。スクールソーシャルワーカーの役割というのは、要するに学校での生活態度の問題ではありません。生活環境が悪いのか、あるいは子ども一人で生活している、そういった把握もできるわけです。そういったことに踏み込むべきための制度としてスクールソーシャルワーカー制度、導入しています。1人では足りませんから、1名入れたので、2名のスクールソーシャルワーカーを入れて

おります。

そういったことを考えると、教育長に無料低額診療の周知、徹底をする以上のことを須恵町はやっていると御理解いただければと思っております。

1 問目については以上でございます。

この2問目の子どもの医療費、中学校卒業まで窓口負担をなくして完全無料化へと。これは、児玉議員の政治姿勢でございましょうから、質問をなさるのは当たり前だと思います。御意見は真摯に受けとめますけども、きょう冒頭に言いましたように、私自身が2万8,500人の方々に延べできちんとした福祉にしても社会保障にしてもインフラにしても提供しなければならない。その中で、突出したその部分だけを抜いてやるということは、やる場合もございますけども、常におっしゃっているこの部分というのは、やったほうがいいのは決まっています。

ただ、それをできるだけの体力が須恵町にはございませんよ。だから、糟屋郡、あるいは1市7町と話し合いをしながら、皆さんと足並みをそろえてやっているわけです。それにもお金がかかる、かかるんですよ。じゃあ医療費、負担なくやってくれ、そこで財源かかる。

よく児玉議員は国民健康保険、高いから安くしろと。ただにしろとかね。定額の部分については、どうなっているんだという御質問をなさるじゃないですか。これを全部バランスじゃなくて突出してそんなことをやってたら、国民健康保険税上げざるを得ない。したってできないでしょう。ということです。

だから、きょう冒頭に申し上げたように、やっぱり政治というのはバランスなんだと。須恵町だけが突出してやるわけにはいけないんだと。1市7町で話し合いを持って、その中でやらざるを得ない。

ですから、児玉議員におかれましては、この件については共産党議員として、各町の共産党議員の方々、あるいは県議会の議員の方々と話されているこの制度については、県で取り上げてもらう問題だろうと思います。須恵町単独でやれるだけの体力はございません。ほかのこともいっぱい皆さんも要望なさるわけです。ですから、冒頭のお答えとしてはそういうことでございます。

ただ、この問題についてきちんと御質問があったわけですから、説明申し上げますけども、子ども医療費の無料化につきましては、これまでに3回同じ質問があり、その都度お答えしてきたかと思います。前回、平成28年度3月議会でのこの御質問、同年10月1日より子ども医療費の重度障がい者医療の助成拡充をしたところでございます。子ども医療におきましては、小学生通院の公費助成を拡大し、入院の本人負担の上限を10日から7日へ、最大3,500円の自己負担としています。また、新たに中学生の入院についても1日500円の本人負担で上限を最大3,400円の公費助成を拡大しています。

糟屋地区1市7町の中で、古賀市だけが18歳未満の入院について自己負担ありの助成を行っ

ておりますけども、これは、それこそその当時の市長選挙絡みで公約で掲げられたんですよ、1市7町のルールを無視してですね。その中で、公約で入院についても無料化として言われたんです。でも、財政状況などから、18歳未満の入院についてのみ公費助成を行う。だから、非常に流動的な取り扱いをなさったということでしょうね。

それで、入通院とも無料化が中学3年までという自治体が全国の9割という数字は、恐らく厚生労働省の平成29年度乳幼児等医療費に対する援助の実施状況の調査内容からの抜粋ではないかと思えますけども、確かにこの調査結果では9割という数字が出ておりますが、この9割という数字の中、公費助成を実施している市町村数なんですよ。だから、無料化という意味ではないんです、この9割というのは。それぞれの段階によった公費助成の分が9割ありますよという。御質問の中身というのは9割あるんだ、無料化が。ではありませんので。

自己負担があるところも多く含まれているということです。この点は御理解いただきたい。そうしないと、きょう傍聴に来られている町民の方々が、須恵町ってけちやな、何でせんとかいなと。

うちもちゃんとしてます。してるけれども、おっしゃっている医療の完全無料化はやっていないということです。そのことは御理解いただきたい。

本議会の一般質問の冒頭にも途中でも申し上げたように、糟屋地区の市町長協議会等で今現在もこの問題については折に触れて協議をやっています。やはり皆さん私も含めてやりたいのはやりたいんですよ、町民の方だって喜ばれるわけですから。

でも、それがなかなかできない事情、各自治体ばらつきがある。そういった中で、須恵町が突出してやれるだけの材料費も今はございません。

きょうは、丁寧に一つずつお答えしますけども。中学校までの入通院、窓口負担なしの場合の予算額はということで、よくここの数字でおっしゃいますけども、須恵町での近ごろのデータにおいて、517名、国保で286名。計803名いらっしゃいます。ところが、診療データになると国保しかないわけですよ、須恵町はね。ですから、なかなかわかりにくい。中学生の通院までを無料にした場合には496万円の増額になります。小学生については、現在の公費負担額は8,882万円です。使ってないんじゃないんです。使ってるんです。入通院を無料化した場合、約1,826万円の増額ですね。総額で2,322万円の公費の増額になります。

2番目に、全国国保医療団体連合会の調査で、無料額も横ばいだと。これ、それぞれ捉え方もあると思うんですよ。だから、この数字自体が正しいのかどうか。それは相手が受け取りやすいデータで出すわけですから。一概にそうなのかなと。ただ、この点については、医療関係の受診状況等を踏まえながら、今後検討してみたいなと。もし上がらないのであればやれるんですけど、どうなのかなという状況でございます。

それと、これは、今、口頭ではおっしゃられなかった。通告の中に、子どもの教育に県の委嘱を受けている本町としてはと。これは何の委嘱を受けているか質問してもらわないとお答えできない。中身がわからないんです。意地悪で言っているのではないです。真摯にお答えしたいから言っている。

教育だけでなく子どもの健康を重点目標とすべきであり、率先して取り組む必要があると思いますがと。これは議員御存じのとおり須恵町というのは健康対策というのはよその町よりもやっています。やっています、間違いなく。自校方式の給食もございます。子どもの心身の健康管理については各学校にちゃんとそれ専門の職員を配置している、県がですね。それに足りない部分については、町の保健師を1名動員で入れています。ちゃんと管理やっています。

ですから、全体的に通して議員がおっしゃっているのは自分の政治判断として自分がやりたいことをおっしゃっているんでしょうけれども、私としてはできる部分については検討もしていきますし、できない部分にはできないとしかお答えできない。特にこの低額医療の件については、我々の制度ではないということです。このことを十分理解なさった上で、私の今お答えしたことを御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 2回目の質問をいたします。まず町長がおっしゃった、当然、この無料低額診療事業というのは、国とか県にかかわるものではなくて、民間の企業が、先ほどおっしゃったように、社会福祉法第2条3項の生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業のこと、これを国も認めてやっています、これは県に申請して、許可がおりて、この無料低額診療事業というのが実施されるわけです。私が先ほど申し上げましたのは。

最初にまず資料を見ていただきましょうか。資料の9を出していただけますか。9をちょっと説明いたします。

滞納者対策に対する調査、これは30年6月1日なんですけど、これは国保世帯数3,094、滞納世帯数が495、それで、短期証が389というふうに。この対策の説明なんです。

もう一回くくっていただいて、次のページ、11と14なんですけど、ここに11のところを見ていただきますと須恵町が27番、保険番号27で、これは差し押さえですね。30世帯、670万の差し押さえの世帯があるんです。

私が申し上げたのは、保険証もなくお金もない方が病院に行けないときに、この無料低額診療事業をやっている病院に行って、そして条件はありますが、先ほど申しました、無料になるのは、生活保護世帯の120%の方はなってくるし、一部助成は140%。

だから、私は町とか県が出せということではなくて、こういう事業者があるということ、それ

はいわゆる短期証で、病気にいつなるとかはわかりませんから、保険証もお金もないといったときにどうするかと役場に来たときに、そして、いや、そういう無料低額診療の事業をしている病院があるよということを、その必要性はないですかということを私はお尋ねしたんです。

そして、ここの、滞納者の方もあるけど、この無料低額診療というのは、この受け皿になるんですよね。だから、その町がその医療代を出すとかということではなく、その民間の県の認可を受けた病院がその条件によって無料で診察するということなんですよ。その中でその薬代のことなんですね、町長はおっしゃって。診療は受けれると。条件で診療は受けられるけれども、例えば、糖尿病の方が薬をもらうとき、1カ月1万とか1万5,000円ぐらいになると支払うことができないんですよ、もともとお金がないんだから。そして、通院をやめざるを得ないというところがあるんで。

これは、本当に国に働きかける問題にはなりますが、しかし全国の自治体の中で、旭川市とか苫小牧市とか、青森市、高知市、那覇市、北海道では東神楽町とか東川村町。独自に対象者に対しての一部を助成をしている自治体もあります。だから、そこまで一応考えていただきたいということ。（「質問してください」の声あり）

そして、教育長に子どもたちの周知徹底ということについてですけど、これは、子どもの虫歯の問題とかありますよね。これはやっぱりその周知徹底するということは早期発見で治療を早目にして、その治療費の減少といいますか、だから、やはり知らせるということは非常に大事だと。社会福祉協議会ももちろんそうでありますけど、こういう制度がありますよということですよ。一番そこを一番言いたい、そこをちょっと。（発言する者あり）ちょっと待って。そう言うことですね。

○議長（松山 力弥） 児玉さん。もう大体町長答えたんですけども、今回。

○議員（7番 児玉 求） いやいや、まだ今から。

○議長（松山 力弥） いやいや、1答目で予算がないと。やりたいけど体力持たないと。

○議員（7番 児玉 求） 議長、違いますよ。いや私がお尋ねしたのはそのことじゃございませんけども。

○議長（松山 力弥） ちょっと質問を簡潔にやってくれるか。

○議員（7番 児玉 求） はい。2問目に。

○議長（松山 力弥） 2問目、一緒やない、さっきと。

○議員（7番 児玉 求） 2問目の2回目の質問をいたします。

ちょっと先ほどのをもう一回。タブレットの14をちょっと見ていただけますか。これは平成30年度の子どもの医療費支給、市町村の状況なんです。ここを見て、下のほうから見ていただきますと、筑豊地区が、香春町ですとか、川崎町とか、ここでは福智町が大体須恵町が同じような

経済状態といえますか、人数とか、そうなんです。ここを見てもみると、これは通院ですね。今、糟屋のほうは通院は中学助成はないんですけど、ここはあるんですよ。筑豊地区、あるんですよ。規模もそんなに変わらんとです。だから、全国ということではなく、筑豊の地区ですよ。糟屋郡とか、福岡市ではなくて、そこは実際やってるんですよ、これが。

○議長（松山 力弥） いや、だから、町長が答えたじゃないですか。

○議員（7番 児玉 求） そういうことでは。

○議長（松山 力弥） 体力がないから、できることとできないことがあると答えたではないですか。同じこと聞かんでよ。

○議員（7番 児玉 求） 同じことじゃないじゃないですか。

○議長（松山 力弥） 同じことですよ。

○議員（7番 児玉 求） 違いますよ。だから、できないとおっしゃるから、いや、できるところもありますよと。

○議長（松山 力弥） いや、だから。よそはできてもうちはできませんと。体力が持たないからと。バランスを考えたらできないと言ったでしょう。だから、ほかの質問をしてくださいよ。町長の答弁に対して。

○議員（7番 児玉 求） ちょっと待ってください。だから、私はこのことについてはお答えいただきたいと、私は。ちょっと待ってください。

○議長（松山 力弥） 早く。

○議員（7番 児玉 求） 町長、お願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） さっき答えた中にも、今、質問のあった中身、私、答えていますよ。短期証、生活保護の方々については、この制度の中身はないと。ただし、社会福祉協議会の場合は健康福祉課の方で全ての社会保障制度というのはつながりとうわけですね。だから、その方々にはこの無料低額診療の制度は該当しないでしょう。しないじゃないですか。

なぜそんなことを言っているかというと、生活困窮の場合をおっしゃるけども、要するに社会福祉協議会の中に急場の場合については、福祉の貸付金制度もございます。いろんなことを社会福祉協議会と健康福祉課のほうでフォローアップしています。

何度も言ったように、この低額制度というのはおっしゃるように医療機関がなさっているんです。それに対して、我々にはありがたいなと思うけども、それ以外の補完事業は全てやっているわけですね、町として。だから、今回の低額診療の分については新たな広報活動もやらないし、職員がしっかり理解しておけばいいんじゃないですかということをお答えしたと思います。

それと自己負担金のことを、先ほど自分で提示なさった資料の中で、見られたらわかるじゃな

いですか。自己負担500円取つとるとこもいっぱいあるわけですよ。ほかが無料化しとうけん、須恵町も無料化せえと。そうはなりませんよって。なぜかといったらさっき言ったように、糟屋地区はそういったところを突出していろんな分野でアンバランスが出ちゃだめだから、担当者会、専門家が専門部署で話したやつを首長会で話して、そのデータにも出ているように、500円取っているじゃないですか。

それを須恵町が無料化にする理由、さっき言ったでしょう。やれば便利ですよって。おっしゃっていることが正しい。でも、できない事情というのはいろんなことが絡んでいるんですよというのを言ったんです。それが私の答えです。

児玉議員がおっしゃっていることを否定しているわけでも何でもない。児玉議員は立場上。きょう言われたことに私は真摯にお答えしたでしょう、全て。

その中でも、短期証とか生活保護者はこの制度を使いますかということ、須恵町で。使いませんよ。なぜか。社会福祉協議会と健康福祉課がきちんと機能してます。あとは、何でこの質問の意味がずれるのか。国民健康保険の滞納者、関係ないでしょう、これ質問には、本当は。それを一番上に質問で持って来られる。言った意味、生活保護の滞納者とかそういった方々に対するきちんと医療は受けられるようにしています。お金がない場合については、生活保護の申請もできるようにきちんとフォローアップ事業をやります。生活保護の方で緊急で医療にかからなければならぬときは、きちんと民生委員さんが対応をやって、医療機関に継ぎます。緊急の場合でお金が足りない内容については社会福祉協議会のほうで持ってもらっていますけども、先ほど言ったような福祉貸付金制度もございます。

それでも補完できない、要するにさっき言ったように、ホームレスの方とか、その方々が流れてこられたときとか、いろんな場合を補完しようとして医療機関がやっていいですよというのがこの制度だと私は理解しておりますので。先ほど答弁したのが、私の答えです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 私は何も生活保護の方が対象というお話は全然しておりません。

○町長（平松 秀一） 言つとるじゃない。短期証とか、生活困窮者で生活保護でお金が払えない人ってさっき言ったんです。言われてます。

○議員（7番 児玉 求） それは私が最初お話ししたでしょう。生活保護の基準、対象になるのは、生活保護の1カ月の基準の120%の人は無償になると、医療機関でですね。そのことをお話ししたんです。何も、この生活保護は全然関係ないじゃないですか、これは。だから、町長が誤解されてるから私がお話ししたんですよ。私が申し上げるのは、再三申し上げますのは。

○議長（松山 力弥） 質問をお願いします。（「まとめる」の声あり）

○議員（７番 児玉 求）この民間の無料低額のこの事業は、自治体としては非常に私は歓迎すべき制度ではないかなと思うんです。そしていわゆる町から持ち出しで医療費を助成とか、薬局の場合は別なんですけどもね。実際やっているところがあるんですけど、だけど、本当に今困ってお金もない保険証もない、病気になったけど、どうしようかと。そういう人が実際おられるじゃないですか。（「言うたやん、実際」の声あり）だから、おられるんですよ。私が申し上げたいのは、これは奨励すべき制度で、ほかの民間の病院もやっぱりそういうふうに無料低額医療する、その後を継ぐというか、そういうふうになれば、いわゆるお金のない……。

○議長（松山 力弥）それは同じことだけど、先ほどそれは民間の医療がすることであって、須恵町２万８，５００の人口の中で、そういう必要はないと。２０分もしたら行けるでしょうと答えたでしょう。だから役場がどうのこうのじゃないでしょう。そう答えませんでしたか。（「答えました」の声あり）だから、最後の３分で質問をしてください。質問かまとめかどちらかお願いします。

○議員（７番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） ３問目でございますので、これは最後ですよ、質問は。もうなかったら終わってください。

○議員（７番 児玉 求） いえいえ。もうちょっと、何といたしますか、現状、確かに須恵町では国保の滞納もあるし、病院になかなかかかれない方もおられるという中において、これは自治体としては推奨すべき制度であると思っておりますし、これはやっぱり健康福祉課と社会福祉協議会においてもやはり周知徹底して、自分の…。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、同じことの繰り返しだけど、それは社会福祉協議会と健康福祉課でやっていると答えたじゃないですか。うちはすごい、よそよりも進んでいると言ったじゃないですか。町長。

○議員（７番 児玉 求） いやいや。最後、もうまとめですから。

○議長（松山 力弥） はい。早くお願いします。

○議員（７番 児玉 求） だから、周知徹底をしていただいて、これはやはり地方自治体の。（「簡潔にお願いします。簡潔に」の声あり）

○議長（松山 力弥） あと発言時間が短くなっていますよ。

○議員（７番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） 頑張って。

○議員（７番 児玉 求） 最後に、住民の利益を最優先とする地方自治体として、住民の福祉を守る、だからこの自治体の本来の役割を率先して、ここにも書いていますけれども、平松町長にもお願いしたいと思ってるわけですよ。これは、本当に立派な制度なんですよ。国も推奨して

いるし、県もそれで評価を出しとるんです。それを全然、町長は別みたいなニュアンスと私は受け取りましたので。（発言する者あり）（笑声）

それをくんでいただきたいと。（「はい、もう終わりや」の声あり）（「もう終わり、終わり」の声あり）（笑声）（「もう後で、それは」の声あり）先ほど子どもの入通院の無料化についてですけども、私が申し上げたのは、平成25年からの県の委嘱を受けて、結局今でももう町の方針として子どもが宝というふうな方針ですよ。そして、自己肯定力を持つ、自信を持つというのは町の教育方針というのは、当然そうなんです。自分で考えて行動する。それが町の方針だと。

そして、その町の方針をそれを全面に出すのであれば、体も健康にやっぱり留意すべきだと。

○町長（平松 秀一） それはさっき答えました。

○議員（7番 児玉 求） いやいや。それはそういうことでお話ししていたんです。教育と同時に健康というものも非常に大事だということで、私は捉え方は同じではないですかというふうに。

○町長（平松 秀一） 答えていいですか。

○議員（7番 児玉 求） お願いします。

○議長（松山 力弥） これ、最後ですよ。もう答えていいですよ。

○議員（7番 児玉 求） だから、これ3問目。

○議長（松山 力弥） 私も最後ですよ。

○議員（7番 児玉 求） そうですね。

○町長（平松 秀一） 誤解があるかもしれませんが、この制度が悪いなんて私は一言も言っていないんです。最初から、傍聴の方々もおわかりになっていると思いますけども、この、要は無料低額診療事業について、これが悪いなんて一言も言っていない。それは後で議事録を見てください。そんなことを一言も言っていない。このことは申し添える。

それと、今、おっしゃる中で、先ほどの2問目に私がお答えしたように、何も児玉議員がおっしゃってることに對して反対しているわけじゃないと言ったじゃないですか。それは政治活動でなさっていることですから、どうぞやってくださいよと。

ただし、町の経営者としてやる場合にはトータルバランスを見らないかんから、自己負担を糟屋地区においては取ってますよということを申し上げたんです。

それと、今、おっしゃる中で、要するにこれは政務調査に該当する、調べられたんだろうと思う発言の中で、須恵町に該当者がいらっしゃると今おっしゃったんです。（「言うた、言うた」の声あり）

私は須恵町はそういった人たちがいらっしゃった場合については、社会福祉協議会、健康福祉

課が十分機能してますよということを言ったんです、でも、今現在はっきりおっしゃったんですから、後から議会事務局を通して私のほうに教えてください。どこに該当者がいらっしゃるんですか。教えてください、これは。

それと、もう一点、病院にかかれない人がいる。須恵町に住民票を持っていらっしゃる方で、病院にかかれない方、そう思い込んでいらっしゃる方がいらっしゃるかもしれません。お金がないけん、保険料払っとらんけん。それについては、民生委員さんが、先ほども言ったように、いろんな制度の中で補完して医療が受けられるって言ったはず。制度上、医療を受けられない町民は一人もいません、須恵町で。それとこの制度の中でおっしゃっている、要するに、弱者の中で、何度も言っているように、須恵町の住民票とかを持たない方が須恵町に来られたり、ホームレスの方々がいらっしゃってどうしても病院にかからないかん、そういった場合にこれは機能するんじゃないですか。それ以外の須恵町で低所得者の方々とか保険証の短期を持っていらっしゃる、全て受けられますよ、医療は。

恐らく議員と私が言ってること、同じことなんです。私はそう思う。議員が今回質問をなさったのは、何度も言いますが、政治姿勢としておっしゃっているんでしょうから、私は真摯にお答えしてます。でも、その中で、3問目におっしゃった中で、該当者がいるとはっきりおっしゃった。これは政務調査をなさったんでしょう。後から御報告ください。

○議員（7番 児玉 求） あ、私は…。

○議長（松山 力弥） いえいえ、後で、後で。

○町長（平松 秀一） いいですか。私は何も。これは3問目ですから言いますが、児玉議員がおっしゃったことに対して否定的なことは一言も言っていない。一言も言っていない。制度上、無理がある部分については横並びでせざるを得ないでしょうねと。それ以外の部分はこういった補完機能がありますよと丁寧にお答えしたつもりです。ですから、誤解なさっている、私のことをね。児玉議員の質問、誤解している。何を誤解している。だから、途中で同調したはず。おっしゃっているところはある部分正しいんだ、できたらいいでしょうねと言ったでしょう。それをね。

○議員（7番 児玉 求） 議長、ちょっと。

○議長（松山 力弥） 終わりです。（「終わり」の声あり）

○議員（7番 児玉 求） 3問目が終わりましたが、今、町長の答えに対して。（「終わり」の声あり）

○議長（松山 力弥） もう3回質問終わりましたので、あなたの質問を終わります。後で個人的に聞いてください。どうぞ。

○議員（7番 児玉 求） 以上で終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後 1 時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は、6 月 1 4 日午前 1 0 時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分散会

令和元年第2回（定例）須恵町議会会議録（第3日）

令和元年6月14日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和元年6月14日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 1 号 | 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について |
| 日程第 2 | 議案第 4 2 号 | 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について |
| 日程第 3 | 議案第 4 3 号 | 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第 4 4 号 | 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 5 | 議案第 4 5 号 | 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 6 | 議案第 4 6 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について |
| 日程第 7 | 議案第 4 7 号 | 須恵町総合計画策定条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 8 号 | 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第 5 1 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第 5 2 号 | 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第 5 3 号 | 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 陳 情 | 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情 |
| 日程第14 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | | 須恵町選挙管理委員会委員の選挙 |
| 日程第17 | | 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙 |
| 日程第18 | | 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第19 | 発議第 3 号 | 地方創生事業推進特別委員会の設置について |
| 日程第20 | 発議第 4 号 | 校区活性化推進特別委員会の設置について |
| 日程第21 | | 委員会の閉会中の継続調査について |
| 日程第22 | | 議員の派遣について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 1 号 | 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について |
| 日程第 2 | 議案第 4 2 号 | 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について |
| 日程第 3 | 議案第 4 3 号 | 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第 4 4 号 | 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 5 | 議案第 4 5 号 | 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 6 | 議案第 4 6 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について |
| 日程第 7 | 議案第 4 7 号 | 須恵町総合計画策定条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 8 号 | 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 1 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 2 号 | 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 3 号 | 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 陳 情 | 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情 |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 6 | | 須恵町選挙管理委員会委員の選挙 |
| 日程第 1 7 | | 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙 |
| 日程第 1 8 | | 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第 1 9 | 発議第 3 号 | 地方創生事業推進特別委員会の設置について |
| 日程第 2 0 | 発議第 4 号 | 校区活性化推進特別委員会の設置について |
| 日程第 2 1 | | 委員会の閉会中の継続調査について |
| 日程第 2 2 | | 議員の派遣について |

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠 席 議 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都市整備課長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管理担当課長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社会教育課長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） これより本日の会議を開きます。

ここで、本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和元年第2回定例会中の追加議案について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時より議会運営委員会を開催し、追加された議案について協議いたしました。追加議案は、第54号で須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事（第2期分）の工事請負契約の締結についてで、今月6日に入札会が行われ、現在仮契約中であり、本日、提案理由の説明後、総務建設産業委員会に付託し、再開後採決を行うようにいたしております。

また、議員発議第3号地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議について、議員発議第4号校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議についてもあわせて追加議案として上程されております。

ほかに、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情が提出されており、配付のみとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,503万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,744万4,000円とする。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

6ページ、歳入です。

1款町税は、1項町民税から4項たばこ税まで、決算見込みにより増減補正し、町税全体で9,663万3,000円を増額補正しています。

2款地方贈与税から10款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額にあわせてそれぞれ増額及び減額補正しています。

13款国庫支出金2項国庫補助金896万6,000円の増額補正は、住民票、マイナンバーカードに旧姓を明記するための社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金と個人番号カード交付事務に対する補助金です。

14ページ、歳出です。

2款1項総務管理費1億3,000万円の増額補正は、決算見込みによる余剰金を財政調整基金に積み立てるものです。

3款1項社会福祉費2,699万5,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによる繰出金の増額。

8款5項下水道費1,210万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによる繰出金の減額です。

審議において、討論では、反対討論として、国民健康保険の繰出金を大幅に増額すべきとの理由により反対するとの討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で承認としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、反対討論をいたします。

一般会計より国保会計の法定外繰り入れが3,009万7,000円と少なく本年4月より平均8%国保税が値上げとなりました。平成30年6月1日現在、高過ぎる保険税のため、国保世帯3,694世帯のうち495世帯が滞納し、13.4%、短期被保険者は389世帯であります。協会健保並みに国保をすべきです。

地方自治体の役割は……

○議長（松山 力弥） 児玉さん、予算審査特別委員会でもうあなたの討論聞いていますんで、だから、今言うように、繰入金がどうのこうでいいから、それで反対しますで結構です。

○議員（7番 児玉 求） これは詳しく話さないといけないので、発言を続けさせてください。

○議長（松山 力弥） ちょっと待って。討論は、あなた誰にしているんですか。聞きます。あなたに聞きます。討論は誰にしているんですか。

○議員（7番 児玉 求） 皆さんです。議会の皆さんです。

○議長（松山 力弥） 議会ですね。議会の皆様は、予算審査特別委員会でその討論聞いています。だから、結局、こうこうで簡潔にしてください。討論は、あなたが、私はこうだから賛成

してくださいとか反対してくださいということを求めるのが討論であって、もう皆さん全員議員の方聞いているんです。いいですか。

○議員（7番 児玉 求） いいえ。

○議長（松山 力弥） いいえはないよ。

○議員（7番 児玉 求） 皆さんが御理解されていないところがあるから申し上げているんです。

○議長（松山 力弥） もう4年間みんな聞いております。

○議員（7番 児玉 求） ちょっといいえの発言は訂正せんでください。

○議員（11番 田ノ上 真） 議長に従ってください。

○議長（松山 力弥） あなたに言います。私、用意しているんです。もうあなたと4年つき合っています。地方自治法第104条で、議会の議長の責務は、議場の秩序保持権があるんです、私の。いいですか。それと、議事整理権、この議会の私は代表権を持っているんです。いいですか。私の指示に従って言ってください。

○議員（7番 児玉 求） 議員の発言権というのは認められているんです。

○議長（松山 力弥） 認めているけど、あなたは限度が過ぎています。

○議員（7番 児玉 求） 限度じゃないです。委員会で申し述べなかったことを、今、本会議で申し述べますので、発言停止はおやめください。（「何で委員会で言わんのよ」の声あり）委員会で言って、補足する分を本会議で言っても全然問題ないでしょう。発言続けます。（「同じことを言いよる」の声あり）同じことじゃないです。最後まで聞いてください。（「議長、動議」の声あり）

○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上議員。

○議員（11番 田ノ上 真） 11番、田ノ上でございます。ただいまの児玉議員の発言は、議長の秩序保持権に逆らうものでありまして、私は、発言停止の動議を求めます。

○議長（松山 力弥） 今、発言停止動議が児玉議員に出ましたけど、その件について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（松山 力弥） 挙手多数であります。よって、今の発言停止動議に対しましての賛成の方は御起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 賛成多数で成立しましたので、児玉議員、御起立願います。7番、児玉求君。あなたに、発言停止の動議が出ましたので通告いたします。きょう本会議につきましては、あなたは発言停止となりましたので、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） これ暴挙じゃないですか、皆さん。暴挙じゃないですか。

○議長（松山 力弥） もうあなたは発言停止ですから、お座りください。

ほかに討論ありませんね。——これにて討論を終結します。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第42号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 令和元年6月定例会、最終本会議、委員長報告をいたします。

議案第42号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,214万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億200万円とするものです。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なもの、1款国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者など、国民健康保険税の決算見込みから410万7,000円の減額補正を行っています。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれの所要の減額を行い、全体で8,503万5,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、年度末の収支見込みにより2,699万5,000円の増額補正となっています。内訳は、3節給与費など、繰入金が人件費などの決算見込みにより85万2,000円の減額、4節出産育児金繰入金225万円の減額、6節その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険税及び県支出金などの補正と、歳出予算補正によりまして3,009万7,000円の増額となっています。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出は、全て減額の補正となっております。2款1項療養費4,160万2,000円、次の

12 ページ、13 ページをお願いします。2 項高額療養費 1,433 万円、4 項出産育児諸費 337 万円は、いずれも決算見込みによる減額補正です。

9 款予備費の補正につきましては、不用額 284 万 5,000 円を全額減額をしております。

なお、質疑として、高額療養費の減額補正について、対象者の減によるものかという質疑があり、回答は、国保の被保険者の減によるとのことでした。

討論では、特定健診など健康の増進を図り、医療費を抑え、一般会計からの繰入金を多くして、町民が支払える保険税にしてほしいとの反対討論がありました。

文教厚生委員会は賛成多数で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 42 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 42 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第 42 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 3. 議案第 43 号

○議長（松山 力弥） 日程第 3、議案第 43 号平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 43 号平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成 30 年度補正予算書の 1 ページでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,300 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 11 億 7,908 万 6,000 円とする。

第 2 条、地方債補正。起債の目的、多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前 2 億 7,680 万円、変更後 2 億 7,040 万円、起債の方法、利率、償還の方法は変更なしです。

6 ページ、事項別明細書の歳入ですが、1 款 1 項負担金、2 款 1 項使用料は、決算見込みによる増額となっております。

5 款 1 項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による 1,210 万円の減額補正となっ

ております。

なお、８款町債は、地方債の変更による減額となっております。

８ページ、歳出です。

２款下水道事業費１，３００万円の減は、決算見込みによる不用額の減額でございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４３号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第４３号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４３号平成３０年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第４．議案第４４号

○議長（松山 力弥） 日程第４、議案第４４号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。１１番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第４４号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の１ページをお開きください。

提案理由として、地方税法の一部を改正する法律ほか、平成３１年３月２９日に公布され、平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を要するものでございます。

今回、税務課が説明資料を作成していますので使わせていただきます。タブレットに入っていますので、お開きください。

それでは、平成３１年度税制改正の主な改正点としてポイントがまとめられています。まず、住民税関係が、報道でも話題になっているところのふるさと納税制度の見直しでございます。括弧書きで返礼割合、地場産返礼品等としています。上位法が改正されたときに大きく報道されたことから、どのような内容かは議員各位は既に御承知のことと思います。

続いて、住民税の住宅ローン減税の控除期間等の見直しでございます。消費税率アップに備え、駆け込みによる住宅購入増や、逆に反動による購入減を抑える狙いでございます。３年延長し、

率を見直すとしています。

また、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置でございます。これは、具体的には、未婚の親、いわゆるシングルマザーやシングルファザーを控除対象に追加するもので、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とするものでございます。

次に、固定資産税、軽自動車税関係の改正点でございます。固定資産税の災害特例に関する措置です。これは、括弧書きにあるように、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害時に起こり得る事態を想定した体制です。

続きまして、軽自動車税のグリーン化特例については、期間に係る規定は多いのですが、消費税率アップが延期されたことに伴い、3段階で改正されています。さらに、本年10月以降、軽自動車税が環境性能割と種別割に分かれて課されることになりますが、それに対応する特例でございます。

それでは、新旧対照表で説明しますが、文言の整理や条ずれ等の改正も含まれますので、主なものに絞って説明します。13ページをお開きください。

第34条の7のふるさと納税に係る改正です。附則第7条の3の2は、住宅控除に係る改正、15ページ、附則第9条は、ふるさと納税に係る改正、18ページ、附則第10条の3第6項は、住宅購入に係る改正、20ページ、附則第10条の4は、固定資産税の災害特例に係る改正、第4項まであります。22ページ、附則第16条は、軽自動車税に係る改正です。28ページ、附則第15条の2、同第15条の2の2、同15条の6第3項、同第16条、同第16条の2は、軽自動車税に係る改正です。33ページ、第24条は、未婚の親の住民税を非課税にする改正、附則第16条第5項は、軽自動車税に係る改正、35ページ、附則第15条の6は、軽自動車税に係る改正、36ページ以降は、大規模災害時における手続関係を規定する改正でございます。

10ページをお開きください。附則第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以下、各号に施行期日、第2条以下に、経過措置を定めています。

質疑として、軽自動車の環境性能割に関するものでありました。回答として、自動車取得税にかわり、自動車購入時に課される。種別割が従来の軽自動車税に相当する。徴収は、当分の間、県が行い、交付金として支給される。若干ではあるが税収増となるとのことでした。

また、未婚の親への住民税非課税につき、どのように把握するかとの質疑に対し、住民情報、また児童扶養手当の支給実績などを参考にすると回答でございました。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませ

んか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第45

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第45号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第45号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、地方税法施行令の一部改正が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したことによります。

3ページ、新旧対照表をごらんください。

ここでは、国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がなされています。第3条2項で、基礎課税額に係る課税限度額を、改正前58万円から改正後61万円引き上げています。この制度に伴い184万円の増収と試算しています。

次の第25条第2号、3号の改正です。前年度中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前27万5,000円から改正後28万円に引き上げています。

次の4ページの第3号改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前50万円から改正後51万円に引き上げることで、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。

この制度改正による影響は、新たに5世帯が軽減の対象となり、調定額は50万円の減額とされています。

2ページに戻って附則です。第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行するとし、第

2 項、改正後の条例の際、規定は平成 3 1 年度以降の年度分の国民健康保険税率について適用し、平成 3 0 年度分までは従前の例によるものです。

討論として、平等割、均等割がかかっている分、国保税を引き上げているので、地方自治体として、県とともに、公費 1 兆円を国が支出するように働きかけてほしいとの反対討論がありました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。（「議長」の声あり）あなたは発言停止です、本日。いいですか、私、言い渡したでしょう。

○議員（7 番 児玉 求） いいや聞きました。議案が違うんで発言させてください。

○議長（松山 力弥） 関係ありません。あなたは、きょう何であっても発言停止なんです。禁止なんです。いいですか。討論なしと認めます。よって、議案第 4 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 4 5 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第 4 5 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

児玉議員、私は、一番初めに何て言いました。きょう本会議、あなたは発言停止なんです。申したとおりでございます。動議が出て採決されたんです。この議会のことを重く見てください。小学校の学芸会じゃないんです。もう言いませんから。

日程第 6. 議案第 4 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 4 6 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。1 4 番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 4 6 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

消費税率 1 0 %への引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起する目的で、プレミアム付き商品券の販売を行う市町村に対し、必要な経費を国が補助します。この予算の歳入歳出予算を計上するものです。

補正予算書の１ページです。

まず、最初に、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は、予算書における年度表記については、平成３１年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成３２年度以降も同様とすることになっています。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億２,３６６万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９１億８,３６６万１,０００円とするものです。第２項で、歳入歳出の補正の款項の区分及び金額は、第１表、歳入歳出予算の補正による。

６ページ、歳入です。

１３款２項国庫補助金６,３６６万１,０００円の増額補正は、プレミアム付き商品券事務費国庫補助金２,３６６万１,０００円、事業費国庫補助金４,０００万円の増額補正。

１９款３項雑入１億６,０００万円の増額補正は、商品券販売収入として計上、補正計上しています。

８ページ、歳出です。

７款１項商工費２億２,３６６万１,０００円の増額補正は、対象者を抽出する電算システム改修業務、案内チラシデザイン、商品券印刷等のためのプレミアム付き商品券発行事務支援業務委託料及び商品券換金事務委託料に１,６２１万２,０００円の増額補正、商工会への商品券交付金２億円の増額補正が主なものです。

審議において、質疑として、消費税増税の対象として十分な内容であるか、商品券発行の委託先について、商品券購入の対象者についての質疑がありました。

討論では、反対討論として、消費税増税をカバーするものではないので反対するとの反対討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で承認としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４６号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第４６号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第４６号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第１号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第７．議案第４７号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、須恵町総合計画審議会の諮問や議会による議決等、その策定手続に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

これまでの総合計画は、地方自治法により策定が義務づけられていましたが、平成23年地方自治法が改正され、市町村基本構想の策定と議会による議決を定めた項目が削除されております。しかしながら、国は市町村の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれ変わることを求めている、行政経営の指針となる総合計画は、本町においても必要不可欠なものです。よって、計画に基づく秩序ある町政運営を進めるため、将来における須恵町のあるべき姿と進むべき方向を示した総合計画策定の根拠として本条例を制定するものでございます。

2、3ページをお願いします。

この条例は、第1条で目的を、第2条で計画は基本構想と実施計画の2層構造とする旨と、その意義を、第3条では、諮問、議決等の手続を、第4条では、審議会について、第5条では、町政の運営について、第6条で委任についてを定めております。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。須恵町総合計画審議会条例は廃止する。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第48号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。９番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例、文教厚生委員会の審査を報告いたします。

議案書１ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、災害弔慰金の支給などに関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、改正するものでございます。

新旧対照表、３ページをお願いします。

改正の内容は、利率、償還方法、保証人の要件緩和が見直されたことによるものです。改正前の第１４条第１項の災害援護資金の利率について、下線の部分を年３％、改正後、年３％以内と附則で定める率とし、第１５条第１項の償還などは、改正前、年賦償還とする。また、改正後、年賦償還、半年償還または月賦償還とし、同条第３項は、保証人の要件を緩和により改正前の下線部分、償還免除、保証人を、改正後、災害援護資金の償還免除とし、改正前第１２条を第１１条に改めるのは、政令８条、保証人が削除されたことによる案件でございます。

２ページに戻っていただいて、原則として、この条例は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用するとしております。

質疑として、３％台ということで利率はどうなりますかとの質問に対し、規則で年１％としますとの回答がありました。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９．議案第４９号

○議長（松山 力弥） 日程第９、議案第４９号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。１１番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第49号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

お開きください。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、庁舎非常用電源設備等改修工事、契約方法、指名競争入札、請負金、1億692万円、請負者、福岡県福岡市早良区祖原21番2号、株式会社佐電工福岡支店執行役員支店長斎藤信泰、契約保証の方法、契約保証金、履行保証1,069万2,000円、条件、工期は契約の効力が生じた日から2020年3月23日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、須恵町公共工事の前金払い取り扱い要領により、40%の前金払い制度と20%の中間前金払い制度を適用します。

今回の工事につきましては、所在地が福岡市内にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱別表で、電気、防水、A等級以上、経営事項審査の電気の評定が900点以上の5社を指名し、5月8日に指名通知及び設計図書を配付、5月23日に入札会を実施しており、落札率は94.94%となっております。5月29日仮契約を締結し、本日議決日をもって契約の効力が生じ本契約となります。

質疑として、入札5社についてのものがございました。入札の5社は、株式会社秀電社、株式会社正興電機製作所、株式会社佐電工福岡支店、株式会社島田電機商会、西鉄電設工業株式会社でございます。佐電工が落札をしたものでございます。

ほかに質疑として、非常用電源の能力についてのものがあり、これは3日間もつということでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）

を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,055万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億421万3,000円とする。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第2条で、法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

4ページ、第2表、債務負担行為です。粕屋南部消防組合負担金、平成30年度借入債償還分、期間、令和元年度から令和10年度まで、限度額、963万8,000円、給食調理等業務委託、期間、令和元年度から令和4年度まで、限度額、須恵第一小学校5,316万円、須恵第二小学校5,979万円、須恵第三小学校4,500万円、須恵南幼稚園2,691万円を債務負担行為として計上しています。

6ページ、歳入です。

13款2項国庫補助金1,193万8,000円の増額補正は、AI、RPA等による業務効率化を進める事業に対する補助金166万7,000円、幼児教育・保育無償化事業に対する補助金に1,010万9,000円の増額補正。

18款1項繰越金861万4,000円は、歳出の財源として増額補正しています。

8ページ、歳出です。

2款1項総務管理費849万5,000円の増額補正は、RPA導入委託料に500万円、須恵中央駅の自転車置き場修繕料及び整理業務委託料80万円などの増額補正。

3款2項児童福祉費1,011万1,000円の増額補正では、システム改修業務委託料ほかで幼児教育・保育無償化事業に対する予算計上です。

4款1項保健衛生費36万円の増額補正は、自然食普及センターの味噌等の重量物移動持ち運び業務委託料、10款2項小学校費、3項中学校費、計50万円の増額補正は、寄附金による図書を購入するものです。6項保健体育費42万2,000円の増額補正は、スポーツ公園内テニスコートの修繕料を計上しています。

審議において、質疑として、歳出の2款総務費では、須恵中央駅自転車置き場のシルバー人材の活用方法について、3款民生費では、幼児教育・保育無償化事業の周知方法等についての質疑がありました。

討論では、反対討論として、幼児教育・保育無償化の事業は、消費税増の予算ではなく、一般財源ですべきであると考えため反対するとの討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午前11時07分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、債務負担行為は、第1表による。

2ページ、第1表でございます。債務負担行為、事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額、1,900万円でございます。通常は、当初予算で提出されるものでございますが、公営企業会計に移行するスケジュール等の調整が当初予算に間に合わなかったもので、本議会による補正となったものでございます。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、債務負担行為は、第1表による。

2ページ、第1表でございます。債務負担行為、事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額、910万円でございます。52号と同様の理由で、今議会での提出となっておりますものでございます。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第13、陳情須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 報告いたします。須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情でございます。

須恵第一バスケットクラブ保護者会より、須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情に対し、提出された陳情書からその回答に至るまでの経過を子ども教育課、御手洗課長より説明を受け、文教厚生委員会において今後の方策などに関し、慎重に審議を行いました。

説明の中で、平成26年現在の施設に移設された当初は、法定上、82名まで収容できる施設でありましたが、現在は75名で運営されております。平成29年には、77名の子どもたちを引き受けてもらいましたが、30年度から著しく増加傾向にあり、本年度は27名の待機児童が出ております。昨年度は、保護者会より嘆願書、今年度は陳情書が提出され、町としての回答として、学校の空き教室や社会教育施設などを模索しておりますが、いまだこの解決の糸口が見えないのが現状との説明を受けております。

文教厚生委員会としては、あらゆる角度から第一学童保育所の現状を調査した上で、継続審査として審議を行っていきたいと考えております。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。文教厚生委員会において、本陳情に対し、須恵町議会会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があっております。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、継続審査とすることに決定しました。

日程第14．議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案書は、追加の議案第54号になります。工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、今議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事（第2期）、契約方法、指名競争入札、請負

金、8,445万6,000円、請負者、福岡県福岡市博多区片粕3丁目15番31号、株式会社小柳技研代表取締役富澤義和、契約保証の方法、契約保証金、履行保証、844万6,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から2019年9月30日まででございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。休憩に入ります。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第15を議案第54号にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第15．議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第54号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事（第2期）、契約の方法、指名競争入札、請負金額、8,445万6,000円、請負者、福岡県福岡市博多区片粕3丁目15番31号、株式会社小柳技研代表取締役富澤義和、契約保証の方法、契約保証金、履行保証、844万6,000円、条件、工期は契約の効力が生じた日から令和元年9月30日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。

今回の工事につきましては、本店または支店の所在地が須恵町及び近郊にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱別表で、建築一式工事、B等級以上、経営事項審査の建築の評点が660点以上の7社を指名し、5月22日に指名通知及び仕様書配付、6月6日に入札会を実施しており、落札率は98.58%となっております。6月11日、仮契約を締結しており、本日、本会議の議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、9月30日が工期となっているが、工事は夏休みに行うのかというものがございまして、回答として、そのように行っていくということでございました。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第54号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、須恵町選挙管理委員会委員、補充員の選挙に入ります前に、選考委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） それでは、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、選考委員会の報告をいたします。

6月7日、当初本会議終了後、正副議長、両常任委員会正副委員長の6名により選考委員会を開催いたしました。選挙管理委員会委員及び補充員の任期が7月11日をもって任期満了することから、選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する次の者を選考いたしております。氏名を読み上げますのでよろしくお願いいたします。なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に、南里國秀、百田忠一、大場仁、末永則明、補充員候補に、

荻晴美、今泉洋行、黒岩政信、稲永朱美、以上の方々でございます。任期は、令和元年7月12日から4年間となっております。

なお、選挙の方法は、指名推選で行いたいと考えております。

以上、選考委員会の報告を終わります。

日程第16．須恵町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第16、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。須恵町選挙管理委員会委員に、南里國秀君、百田忠一君、大場仁君、末永則明君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を須恵町選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南里國秀君、百田忠一君、大場仁君、末永則明君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第17．須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第17、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。選挙管理委員会補充員に、荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君、以上の方が須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位はただいま議長が指名した順にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は、荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君、以上の順位に決定しました。

日程第 18. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第 18、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とします。

本件は、広域連合規約第 8 条の規定により、関係市町村議会の議員及び長のうちから関係市町村議会において、1 人を選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。福岡県介護保険広域連合議会議員に、平松秀一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました平松秀一君を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました平松秀一君が、福

岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定による、告知をいたします。

日程第19. 発議第3号

○議長（松山 力弥） 日程第19、発議第3号地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 地方創生事業推進特別委員会設置に関する決議でございます。次のとおり、地方創生事業推進特別委員会を設置するものとする。名称、地方創生事業推進特別委員会、設置の根拠、地方自治法第109条及び須恵町議会委員会条例第4条、目的、地方創生事業「スエノバ」の経営に対する調査、対策、委員の定数6人、調査期間、調査が終了するまででございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議については、全員協議会においても協議がなされておりますことから、このとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議については、可決とすることに決定しました。

次に、特別委員会委員の選任については、議長において指名したいと思いますが、この取り扱いに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。ここで、地方創生事業推進特別委員会の委員を報告します。田ノ上真君、世利孝志君、猪谷繁幸君、三角栄重君、今村桂子君、それと、私、松山力弥の計6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。また、審査期間は、目的の審査が終了するまでとしております。

日程第20. 発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第20、発議第4号校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議に

ついてを議題とします。

提出者の説明を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 校区活性化推進特別委員会設置に関する決議、次のとおり、校区活性化推進特別委員会を設置するものとする。名称、校区活性化推進特別委員会、設置の根拠、地方自治法第109条及び須恵町議会委員会条例第4条、目的、町内小学校校区における活性化モデル事業、これは仮称でございますが、それに対する調査、対策でございます。委員の定数6人、調査期間、調査が終了するまででございます。

御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議については、全員協議会においても協議がなされておりますことから、このとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議については、可決することに決定しました。

次に、特別委員会委員の選任については、議長において指名したいと思います。この取り扱いに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。ここで、校区活性化推進特別委員会の委員を報告します。今村桂子君、三上政義君、三角栄重君、田ノ上真君、川口満浩君、それと、私、松山力弥の計6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。また、審査期間は、目的の審査が終了するまでとしております。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より、議会運営について、総務建設産業委員会より、資源化業務及び葬祭場に関する事務調査について、文教厚生委員会より、第一学童保育所の現状調査について、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第２２．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第２２、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第４２条の２の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で６月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後１時より広報特別委員会を第３委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和元年第２回須恵町議会定例会を閉会します。

午前１１時５１分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 3 番 稻 永 辰 己

署名議員 5 番 藤 野 正 剛